

判例検索用キーワードの十分に性に係る AI を利用した検討方法について

— 自然言語処理ライブラリ GiNZA を用いて —

関 本 大 樹

目次

はじめに

- 1 AIを活用した自然言語処理ライブラリ GiNZA について
- 2 調査目的・調査方法の概要
- 3 調査・検討に用いたパソコン・システム等
- 4 固定的ルール方式による抽出結果
- 5 抽出モデル方式による抽出結果
- 6 トレーニング回数とバッチサイズの抽象化への影響
- 7 まとめ

おわりに

【参考資料1】 固定的ルール方式と抽出モデル方式との比較

【参考資料2】 5分割分析表

はじめに

パソコン等の計算能力が昨今劇的に高まったことによって人工知能(AI)の応用も種々の分野に広がってきている。AIの特徴は、そもそもデジタルであるコンピュータにおいて、我々人類と同様に多くの個別具体的な経験等から一般化され、抽象化されたルール(いわゆる「経験則」や「勘」などに相当するもの)に基づいて、完璧ではないものの、柔軟かつ比較的妥当な、いわばアナログ的な判断を可能とする点にあるといえよう。すなわち、実際には経験したことのないような事柄や黒白を付けにくい事柄についても、AIは、それまでの類似事例や経験則等に基づく柔軟

な類推により、一定の許容可能な精度で妥当な判断を行うことが可能なわけである。

課税訴訟や不服申立てにおいても、基本的に前例とは異なる新たな事実や他の事例とは異なる個別的事情を背景としているが故に、改めて司法的判断が求められるわけであり、租税判例や裁決など（以下「租税判例等」という。）において示される判断についても、原理的には法令や判例、経験則等に基づく裁判官等の総合的かつ合理的な判断に基づいて行われる（自由心証主義）ことから、AI技術の更なる進化に伴って、今後、何らかの形でその適用範囲となる可能性は、十分にあるものと考えられる⁽¹⁾。

ところで、上記のようなAIの活用を図っていく上でも、AIの前述のようなアバウトな性質のため、最終的な判断については我々人類が行う必要があり、その意味でたとえ今後AIの判断の精度が更に高まったとしても、我々人類に求められる当該最終的な判断に係る責任が軽減されることはないであろう。したがって、我々人類は、AIの力を最大限に活用しつつ、万一その判断に問題があったような場合であっても、そのことを我々がカバーできるような十分に的確かつ柔軟な情報収集手段を確保しておく必要があるわけである。

租税判例等を検索する場合にも上記の事情等は同様と考えられ、そのため当該検索結果を絞り込むためのキーワードの設定も大変プリミティブな手段ではあるものの、今後、特にAIが選定した判例等の妥当性等をチェックする上で、益々重要性が増加しこそすれ、減少することはないものといえよう。したがって、検索対象となる判例等に係るキーワード等の設定の十分性ないし適切性の確保が今後とも重要であるわけである。

しかるに、ある判例等について特定のキーワード等の設定を十分かつ適

(1) 例えば、現状でも、契約書の内容の法的なチェックなどについて、AIを用いて類似の契約書等を自動的に抽出するシステムなど、法務事務の効率化を図るシステムなどが実用化されている模様である。したがって、判決文や裁決文の起案についても、それと同様なAIの応用であれば、その効果の水準はさておき、少なくとも技術的には現状でも可能であろう。BUSINESS LAWYERS「法務におけるテクノロジー活用の実態に迫る『Legal Innovation Conference 法務DXのいま』公演レポート」（令和5年2月26日現在）<https://www.businesslawyers.jp/articles/1258>参照。

切に行うことは、当該判例等が将来どのようなキーワードで検索されるかを想定して行わねばならず、それほど容易なものとははいえないであろう。今後、判例等が更に増加していくことを考慮すれば、そのようなキーワード等の設定の十分性ないし適切性を検証し、一定の設定水準を確保することは、更に難しくなるものと考えられる。例えば、日本税理士連会の運営する租税判例検索システムである「税理士情報ネットワークシステム」（以下「TAINS」という。）でも検索対象とされる租税判例等が後述のとおり 2 万件ほどあるが、それらに対して個々に設定・管理されている検索用キーワードである「TAINS キーワード」⁽²⁾の件数は、後述のとおり合計で 9 万 5 千件ほどである。つまり、新たな租税判例等の一つ登録するには平均的にいえば 4～5 件ほどのキーワードを新たに設定・管理する必要があるといえよう。

ところで、このような多量のキーワードを統一的に付与し一貫して管理することを長期間にわたってマンパワーで行うことは必ずしも容易とはいえず、むしろ ICT の利用の必要性が高いといえよう。そこで本稿で注目したのが、AI 技術を応用した自然言語処理システムにおける固有表現抽出機能の応用である。ここで固有表現抽出（named entity recognition）とは、例えば、固有名詞や数詞などについては、それらを構成している品詞などの個々の構成要素（「形態素」、「トークン」（token）などと呼ばれる。）に更に分解して認識するのではなく、むしろ特定の固有物を表すために複数のトークンが連結されたもの（以下「トークン列」といい、そのように一体的に認識すべきトークン列を「固有表現」（named entity）という。）として認識し、それらを文章から自動的に抽出する機能をいう⁽³⁾。

(2) 「TAINS キーワード」については、例えば、日税ジャーナルオンライン「生まれ変わった『TAINS6』検索機能の改善、コンテンツの充実 etc.」（令和 5 年 5 月 5 日現在）<https://nichizei-journal.com/interview/%E7%94%9F%E3%81%BE%E3%82%8C%E5%A4%89%E3%82%8F%E3%81%A3%E3%81%9F%E3%80%8Ctains%E3%80%8D%E3%80%80%E6%A4%9C%E7%B4%A2%E6%A9%9F%E8%83%BD%E3%81%AE%E6%94%B9%E5%96%84%E3%80%81%E3%82%B3%E3%83%B3/> 参照。

(3) 「固有表現抽出」の詳細については、例えば、「BERT」と呼ばれるニューラル言語モデルにおけるものについて、近江崇宏ほか「BERT による自然言語処理入門—Transformers を使った実践プログラミング」（オーム社・

そして、当該機能の具体例としては、2019年4月に公開された日本語自然言語処理オープンソースライブラリ「GiNZA」(ギンザ)において、二つの形態の固有表現抽出機能⁽⁴⁾が利用可能である。すなわち、①「固有表現ルール」によって従来からの定義語と同様に定型的に指定する方法(以下、ここでは「固定的ルール方式」という。)と②「固有情報抽出モデル」によって当該用語の実際の使用状況を学習して柔軟に抽出する方法(以下、ここでは「抽出モデル方式」という。)の二つである。

つまり、固定的ルール方式は、個々の固有表現について文脈等には依存せず、固定的な抽出ルールに基づいて定型的に固有表現と認識して抽出する方法であり、これまでと同様に当該抽出ルール以外の固有表現が認識されることはない。他方、抽出モデル方式では、各固有表現がどのような文脈で使用されているか多数の事例に基づいて機械学習が行われ、当該学習による経験値に基づき固有表現であるか否かが判定され、抽出される方法であり、当該事例において用いられていた固有表現だけではなく、当該固有表現と同様な文脈で利用されているようなトークン列であれば、たとえ個別に指定されていなくとも、類推して固有表現として認識され、抽出される可能性がある。ただし、当該認識の精度は、一般に機械学習を相当程度繰り返し行わない限り、向上することはなく、また、たとえ機械学習を十分に繰り返したとしても、必ずしも学習した事例で示された TAINS キーワードが抽出されるとも限らない。

2021年) 105~142頁参照。なお、同書において、「固有表現抽出は、与えられた文章をトークン化し、それぞれのトークン [が固有表現を構成している場合にそのカテゴリーを表すため] のラベルを予測する分類問題として扱うことができ」とされている(同書119頁参照)。つまり、TAINS キーワードの場合でいえば、「TAINS キーワード」というカテゴリーを想定し、TAINS キーワードの実際の利用状況を機械学習させることにより、それらの使用状況のパターンに類似したトークン列を同カテゴリーに分類・抽出することが原理的には可能であるものと考えられる。

- (4) なお、GiNZA ライブラリは、多言語で共用できる、最先端の機械学習技術を取り入れた自然言語処理ライブラリ「spaCy」を基盤となるフレームワークとして利用している。リクルート株式会社「リクルートの AI 研究機関、国立国語研究所との共同研究成果を用いた日本語の自然言語処理ライブラリ「GiNZA」を公開」(2019年)(令和5年2月26日現在) https://www.recruit.co.jp/newsroom/pdf/20190402_01.pdf 参照。

以上の点を踏まえ、本稿では、各 TAINS キーワードを固有表現として取り扱った場合に、TAINS に収録されている租税判例等の要旨・判旨などの要約情報について、固定的ルール方式によって抽出される TAINS キーワードと抽出モデル方式によって抽出される TAINS キーワードを実際に比較してみることにした。その結果、大部分の TAINS キーワードについては、上記の二つの方法で共通して抽出対象となるものの、比較的少数の TAINS キーワードが固定的ルール方式でのみ抽出対象となり、他方、相当数の TAINS キーワードが抽出モデル方式でのみ抽出対象となることが確認できた。そして、機械学習の深度を高めることによって、抽出モデル方式でのみ抽出が行われる TAINS キーワードは、減少していくものの、それがなくなるような傾向にはなく、さらに、同方式では、TAINS キーワードではないトークン列（以下「非 TAINS キーワード」という。）が相当数、認識されることが確認できた。

抽出モデル方式における上記の非 TAINS キーワードが、新規事案に関連する TAINS キーワードの十分性ないし適切性を検討する上で参考になることや、さらに、新たな TAINS キーワードの自動抽出処理に繋がることを筆者は大いに期待している。そして、その当否については、別稿にて更に追究したいと考えているが、本稿では、取り敢えず、筆者の検討状況の現状について前広にご紹介することにより、興味のある読者の参考に供することとしたい。

1 AI を活用した自然言語処理ライブラリ GiNZA について

今回の調査・検討で採用した GiNZA ライブラリは、多言語対応型の自然言語処理ライブラリ「spaCy」をその基盤としているが、その spaCy 自体も、昨今一躍脚光を浴びている ChatGPT などでも用いられているニューラルネットワーク型 AI を応用した自然言語処理モデル「Transformers」⁽⁵⁾ を取り入れた自然言語処理フレームワークである。な

(5) Transformers は、機械翻訳等に用いるために開発された AI 技術のフレー

お、GiNZA ライブラリの主な特長としては、次の点が挙げられている⁽⁶⁾：

- ①高度な自然言語処理をワンステップで導入完了
- ②高速・高精度な解析処理と依存構造解析レベルの国際化に対応
- ③国立国語研究所との共同研究成果の学習モデルを提供

そのため、幅広い分野に適応可能なモデルとして構築されていると紹介されている。

なお、GiNZA ライブラリには、処理効率に優れた公開当初からの「ja_ginza」モデル（以下「従来型モデル」という。）とその進化形であり、基盤となる spaCy 自体が Transformers を導入したことから解析方法の精度が向上した「ja_ginza_electra」モデル（以下「electra 版モデル」という。）がある。ただし、後者を用いるためには、テンソル（行列）計算等相当規模の計数処理を行う必要があることから、処理時間を並列処理により実用的なものとするために、画像処理用ボード（GPU ボード）が利用できる環境をローカルないしネット環境で準備することが前提とされている⁽⁷⁾。そこで、今回の調査・検討においては、処理効率よりは、むしろ精度に期待して electra 版モデルを用いることとした。

ムワークであり、多数の用例に基づいて深層学習を行い、一般的ではない個別的・例外的な事例についても精度よく対応が可能な性質がある。なお、GiNZA への適用に当たっても、日本語20億文以上を用いて、深層学習を行ったとされる。Megagon Labs「GiNZA の公開ページ」（令和5年2月26日現在）<https://megagonlabs.github.io/ginza/> 参照。

(6) 前掲注4、同資料参照。

(7) なお、今回の検討のようにリアルタイム性がそれほど重要ではないような場合には、spaCy から GPU ボードが利用可能ではない状態であるという趣旨の注意メッセージが表示されるものの、GPU ボードなしで electra 版モデルを利用することは可能である。ただし、その場合には後述のとおり、機械学習が必要な場面などでは、処理効率が数分の1に低下する場合がある。

2 調査目的・調査方法の概要

（1）調査目的の概要

今回の調査の目的は、① TAINS キーワードを固有表現として取り扱った場合に、上記「はじめに」で述べた固定的ルール方式と抽出モデル方式との間で処理結果に具体的にどのような違いが発生するか確認すること、そして、②当該結果から TAINS キーワードを付与・管理する上での有用な情報を得ることが可能か検討することの2点である。

（2）調査方法の概要

租税判例等は、一般に個別性が高いために、そもそも固有名詞等の取扱いをどのようにするかが課題といえるが、それらの影響を出来るだけ捨象できるような資料を調査対象とすることにより、固有表現としての TAINS キーワードの取り扱われ方を検討し易くすることとした。すなわち、租税判例等の本文自体ではなく、それらの内容が一般化され、ある程度抽象化された判決要旨、判示事項、裁決の要旨など（以下「概要情報」という。）を調査対象とすることとした。

具体的には、収集日時点（令和5年2月12日現在）で TAINS に掲載されている、当該判決日等が昭和24年以降令和5年までの判例・裁決（合計19,202件）に係る概要情報を調査対象として、次の手順で分析・検討してみることにした⁽⁸⁾。すなわち、

- ① TAINS のサイトの TAINS キーワードの検索画面から全ての TAINS キーワードを取得する。ただし、50音別で「ん」行と「英数字」の分類に属するものは除外する。
- ②上記①で取得した TAINS キーワードに基づき上記概要情報における TAINS キーワードの所在を個々の概要情報ごとに網羅的に把握する。

(8) なお、TAINS からの情報に係る利用規約については、同 HP 「コンテンツご利用にあたっての注意事項」（令和5年2月25日現在）<https://www.tains.org/legalnotice/> 参照。

それと並行して取得したキーワードに基づき固有表現ルールを作成する。

- ③上記②で把握した概要情報中の TAINS キーワードの利用状況を機械学習用データとして用いて固有表現抽出モデルを作成する。その際、機械学習の実施方法と抽出精度との関係を調査するため、(i) 1回の当該学習で学習対象とされるデータの単位である「ミニバッチ」については、当該サイズを512件、1,024件、2,048件、4,096件及び8,192件の計5通りとする。また、当該学習は、同じ機械学習用データを用いて繰り返し行われるが、全てのミニバッチについて当該機械学習を漏れなく1回行うことを「エポック」と呼ぶ⁽⁹⁾。そして、当該エポックの回数と抽出精度との関係を調査するため、(ii) 実施するエポックの回数については、それぞれのミニバッチサイズごとに50回、100回、200回、500回及び1,000回の計5通りとする。
- ④上記③で作成した25タイプの固有表現抽出モデルに基づき抽出モデル方式によって TAINS キーワードの抽出を行い、それらの結果と固定的ルール方式によって TAINS キーワードの抽出を行った結果と比較・検討する。

なお、TAINS からの概要情報の取得については、いわゆるスクレイピング手法⁽¹⁰⁾を用いて自動的に行うこととした。ちなみに、収集された租

(9) 1回のエポックにおいては、ミニバッチごとに機械学習が行われるため、全ての学習データの件数をミニバッチのサイズで割って小数点以下を切り上げた回数、個々の機械学習が行われることになる。そして、次のエポックに入る前に、ランダムにミニバッチは再編成される。そのため、エポックが繰り返されることにより、特定の学習データがより多くの異なった学習データと組み合わせられて機械学習されることになるわけである。したがって、ミニバッチのサイズをより大きくすることによって、より少ないエポック回数によって、機械学習用データ間の同程度の組み合わせによる学習が実現できるものと考えられる。ちなみに、機械学習について並列処理が行われず、逐次処理される場合には、ミニバッチのサイズを小さくしてもエポックで実行される機械学習の回数が逆に増えるため、全体としての処理効率は、さほど変わらない傾向がある。

(10) 具体的なスクレイピングの方法については、国税庁のHPから基本通達の情報をスクレイピングした方法について解説した拙著「国税関係基本通達情

税判例等（19,202件）の、それぞれの年分ごとの件数は、図表 1 「調査対象となった各年分の租税判例等の件数」のとおりである。

昭和24年分	2件	昭和42年分	104件	昭和61年分	240件	平成17年分	599件
昭和25年分	1件	昭和43年分	126件	昭和62年分	236件	平成18年分	604件
昭和26年分	5件	昭和44年分	105件	昭和63年分	258件	平成19年分	442件
昭和27年分	7件	昭和45年分	173件	平成1年分	303件	平成20年分	478件
昭和28年分	8件	昭和46年分	189件	平成2年分	287件	平成21年分	478件
昭和29年分	7件	昭和47年分	195件	平成3年分	328件	平成22年分	554件
昭和30年分	10件	昭和48年分	227件	平成4年分	306件	平成23年分	534件
昭和31年分	24件	昭和49年分	255件	平成5年分	257件	平成24年分	600件
昭和32年分	18件	昭和50年分	268件	平成6年分	259件	平成25年分	517件
昭和33年分	22件	昭和51年分	267件	平成7年分	294件	平成26年分	414件
昭和34年分	30件	昭和52年分	208件	平成8年分	289件	平成27年分	451件
昭和35年分	25件	昭和53年分	235件	平成9年分	349件	平成28年分	563件
昭和36年分	39件	昭和54年分	266件	平成10年分	391件	平成29年分	542件
昭和37年分	35件	昭和55年分	269件	平成11年分	405件	平成30年分	570件
昭和38年分	29件	昭和56年分	289件	平成12年分	433件	令和1年分	363件
昭和39年分	35件	昭和57年分	278件	平成13年分	446件	令和2年分	89件
昭和40年分	36件	昭和58年分	228件	平成14年分	430件	令和3年分	133件
昭和41年分	118件	昭和59年分	224件	平成15年分	486件	令和4年分	47件
昭和42年分	104件	昭和60年分	300件	平成16年分	569件	令和5年分	1件

図表 1 調査対象となった各年分の租税判例等の件数

3 調査・検討に用いたパソコン・システム等

今回の調査・検討に用いたパソコン・システムは、下記（1）から（3）に示すとおり処理能力の異なった複数のパソコンで構成されている。

その主な理由は、処理能力を段階的に増強したためである。すなわち、本稿の作成にも使用しているメインのパソコン（以下「メイン・パソコン」という。）にはスペース的に GPU ボードを内部に増設できなかったため、可能な限りコンパクトなパソコン・システムを目指して、当初、eGPU 方式⁽¹¹⁾の採用を試みた。しかし、メイン・パソコンには eGPU 方式に必要

報のスクレイピング処理の実際—通達情報の XML 化の必要性について」久留米大学法学第85号37頁（令和5年2月26日現在）https://kurume.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1602など参照。

(11) 「eGPU」(external GPU) は、高速な thunderbolt 接続を用いてパソコン本体以外に GPU ボードを設置するための仕組みである。現状では、パソコン本体内部に GPU ボードを増設する場合に比べ、性能等が制限されるた

な thunderbolt 接続を追加できなかったため、同接続が可能なのでできるだけコンパクトなミニパソコンを導入することとした（以下、当初導入したミニパソコンを「AI-1」、その後で処理能力増強のために追加導入したミニパソコンを「AI-2」という。）。しかし、結局のところ、これらのミニパソコンでは別途調達した GPU ボードを利用する上で GPU メモリが不足すること⁽¹²⁾から、残念ながら eGPU 方式を諦め、ミニタワー型のパソコンを追加調達することとした（以下、当該パソコンを「AI-3」といい、これら GPU ボード利用のために段階的に調達した三つのパソコンを合わせて「AI用パソコン」という。）。なお、AI用パソコンは、通常、リモート・デスクトップ機能を用いてメイン・パソコンから LAN 経由で操作等を行うこととしている⁽¹³⁾。

(1) AI-1の構成等

- ①パソコン：MINISFOLUM 社製 TH50 (intel core i5-11320H 16.0GB)
(注) electra 版モデルをローカルに利用する場合には、パソコンのメモリは、16GB 以上が推奨されている⁽¹⁴⁾。
- ②GPU ボード：NVIDIA RTX A4000 (GPU メモリ 16.0GB・thunderbolt 接続による eGPU として使用) ドライバ ver. 528.49

(2) AI-2の構成等

- ①パソコン：Beelink 社製 SEi 12 pro (intel core i7-1260p 64.0GB)
- ② GPU ボード：AI-3 導入までは上記 (1) の GPU ボードを必要に応じて差し替えて利用

め、ノート・パソコンなどのコンパクトなパソコンの場合に用いられることが多い。

(12) より正確には、パソコン側の CPU メモリを GPU ボードと共有する仕組みである「共有 GPU メモリ」が thunderbolt 接続では利用できないことが主な理由であった。

(13) ちなみに、リモート・デスクトップを利用するメリットとしては、AI用パソコンのオンボード GPU (Intel Iris Xe Graphics など) を無効化することができるため、eGPU との機器接続上の競合を避けることができる点がある。

(14) 前掲注 5、同 HP 参照。

(3) AI-3の構成等

- ①パソコン：APPLIED 社製 Barikata (AMD Ryzen 9-7900 128.0GB)
- ②GPU ボード：AI-3 導入後は上記 (1) の GPU ボードを AI-3 で専用

(4) 使用した主なソフトウェア

- ① OS : Windows 11 Pro
- ②プログラム言語 : Python 3.10
- ③ GPU コンピューティング開発環境 (GPGPU) : CUDA 11.5
- ④ GPU 用数値計算ライブラリ : cupy-cuda115
- ⑤自然言語処理ライブラリ : ginza 5.1.2

(注) 上記②から⑤については、相互依存関係が強いため、互いに適合するようにバージョン等を調整する必要がある。

(5) GiNZA ライブラリのインストール方法

GiNZA ライブラリのインストール方法については、公式の「GiNZA の公開ページ」に解説されている⁽¹⁵⁾ ほか、インターネット上にある他の解説資料⁽¹⁶⁾ も参考になる。なお、GPU ボードの並列処理機能を利用するための CUDA モジュールについては、利用者の責任で事前に利用可能な状態にしておく必要がある。

4 固定的ルール方式による抽出結果

(1) 概要

固定的ルール方式では、個々の TAINS キーワードの文字列を当該固有表現の種別を表すための適宜の識別子 (今回は一律的に「TAINS_keyword」とした。) と組み合わせて指定すればよい。したがって、当該

(15) 前掲注 5、同 HP 参照。

(16) 例えば、@BUU-SAN 「【Python】GiNZA: 日本語自然言語処理オープンソースライブラリ」(2022年) (令和 5 年 2 月 27 日現在) <https://qiita.com/BUU-SAN/items/a511981df820e07e015b> など参照。

TAINS キーワードがどのような文脈で用いられているかは一切考慮されないこととなる。また、electra 版モデルで既定状態（デフォルト）として認識される固有表現よりも優先して認識されることになる⁽¹⁷⁾。

ここで、electra 版モデルがデフォルトにおいて、どのように固有表現を認識するのか具体例を紹介しておくこととしたい。すなわち、図表2「固有表現抽出例」は、最判昭和42年11月8日（TAINS Z 9 9 9 - 9 0 9 9）の概要情報（判決要旨）について、デフォルトで認識される固有表現をその識別子と共に着色表示したものである。同図表により、例えば、各条文番号が固有表現である「Ordinal Number」としてほぼ正しく認識されていることなどが分かるであろう。

（2）TAINS キーワード

前述したとおり、TAINS システムでは、収録されている判例等の各種情報について、利用者が当該情報を容易に検索・抽出できるようにするための「TAINS キーワード」と呼ばれるタグが付加されている。例えば、大島訴訟最高裁判決（TAINS Z 1 4 4 - 5 5 0 7）に付加されている TAINS キーワードは、「大島訴訟」、「概算控除」、「給与所得」、「給与所得課税制度」、「給与所得控除」など47件であり、その総数は、平成5年3月7日現在で95,032件にも及んでいる。一方、今回調査・検討対象とした概要情報自体に含まれているトークンの種類は、数詞を入れても標準形で3万2千語ほどであるため、その3倍ほどの TAINS キーワードが特定のトークンが組み合わせられたトークン列として登録・管理されることになる。

なお、各 TAINS キーワードが各種情報に付加されている回数も整理されており、それらについて筆者が集計した結果は、図表3「TAINS キーワードの登録状況」に示すとおりである。ただし、「具体例」欄にある

(17) ちなみに、固定的ルール方式の固有表現の認識処理については、デフォルトの固有表現の認識処理の前処理として行うか、あるいは、後処理として行うかを指定することができるが、いずれの場合でも固定的ルール方式の固有表現の認識が優先ないし優越する。

判 Law 示 事 項

旧物品税法 Law (昭和37年法律第48号 Law による改正前のもの) 第18条第1項第2号 Ordinal_Number について「詐偽その他不正の行為」の意義

判 決 要 旨

旧物品税法 Law (昭和37年法律第48号 Law による改正前のもの) 第18条第1項第2号 Ordinal_Number について「詐欺 Offense その他不正の行為」とは、通説の意図をもつて、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるようななんらかの偽計その他の工作を行なうことというものと解するのを相当とする。

【参照】 旧所得税法 Law (昭和25年法律第69号 Law による改正前のもの) 第69条第1項 Ordinal_Number 詐偽その他不正の行為により 第26条第1項第1号 Ordinal_Number に規定する所得税額の全部又は一部につき所得税を免れた者は、これを 3年以下 Period_Year の懲役又はその免れた税金の 5倍以下 Multiplication に相当する罰金若しくは料料に処する。詐偽その他不正の行為により 第37条 Ordinal_Number 第1項 Ordinal_Number 、 第38条第1項 Ordinal_Number 又は 第40条 Ordinal_Number 乃至 第42条 Ordinal_Number の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者も、また同様とする。

同法(昭和29年法律第52号 Law による改正前のもの) 第69条第1項 Ordinal_Number 詐偽その他不正の行為により、 第26条第1項第3号乃至第5号 Ordinal_Number に規定する所得税額につき所得税を免れ又は 第36条第3項 Ordinal_Number (同条第5項において準用する場合を含む。) 第36条の2第1項 Ordinal_Number (同条第3項において準用する 第36条第5項 Ordinal_Number において準用する場合を含む。)若しくは 第36条の3第1項 Ordinal_Number (同条第3項において準用する 第36条第5項 Ordinal_Number において準用する場合を含む。)の規定による所得税額の還付を受けた者は、これを 3年以下 Period_Year の懲役若しくは 5百万円以下 Money の罰金に処し又はこれを併用する。

旧物品税法 Law (昭和24年法律第286号 Law による改正前のもの) 第18条 Ordinal_Number 第1項 Ordinal_Number 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ物品税ヲ遡脱シ又ハ遡脱セントシタル者ハ其ノ遡脱シ又ハ遡脱セントシタル物品税 5倍 Multiplication ニ相当スル罰金ニ処ス

同法(昭和37年法律第48号 Law による改正前のもの) 第18条第1項第2号 Ordinal_Number 左ノ各号ノ一該当スル者ハ 5年以下 Period_Year ノ懲役若ハ 50万円以下 Money ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ物品税ヲ遡脱シ又ハ其ノ遡脱ヲ固リタル者

図表 2 固有表現抽出例

付加登録回数	該当キーワード件数	具体例
0回	705件	整理手続の開始、収入利子相当額、日本不動産債券、クリーニング取次業など
1回	42,243件	適正転嫁対策推進本部、福祉施設給付金、市民活動団体、労働者教、ドライアイスなど
2回	14,228件	重点的取組、段階税率課税、上場基準、省エネビルシステム、偽りその他不正など
3回	7,580件	軌道業用、会計顧問、失火、遺産共有、内税方式、朝鮮民主主義人民共和国など
4回	4,599件	株主総会決議の日、支給実績、法人税法違反事件、実額算定、税務相談事務など
5回以上	25,677件	審査請求理由、A T M利用明細、コーポレートガバナンスコード、220差押えなど
計	95,032件	

図表3 TAINS キーワードの登録状況

TAINS キーワードについては、適宜ピックアップしたものである。

同図表から、9万5千件のうちの約半数(42,948件)は、付加された回数が1回以下であることから、それらについては、TAINS キーワードのうちでも、特に個別性の高いキーワードであるということができよう。

なお、9万5千件の先頭文字として用いられている文字の字種は、1,888字種であり、したがって、先頭文字が同じキーワードが平均で1字種当たり50.3件あることになる。ちなみに、先頭文字種のベスト3は、1,708件の「特」、1,161件の「東」、1,092件の「1」であった⁽¹⁸⁾。

(3) TAINS キーワードの認識件数

固定的ルール方式によって今回の調査・検討対象である概要情報を全て検索したところ、実際に抽出された TAINS キーワードは、37,907種類であり、固定的ルール方式による抽出対象としてルール化された95,032件の TAINS キーワードのうち約4割が判決等の本文ではない概要情報のレベルでも認識されたことになる。

(4) 固定的ルール方式による TAINS キーワードの抽出例

今回の調査・検討では、固定的ルール方式と抽出モデル方式との機能等の比較をし易いように、トークン間の関係性や固有表現等が一切登録されていない初期状態の言語モデルに両方式による固有表現抽出機能を追加したモデルを作成し、それらに基づいて比較検討することとした。そのうち TAINS キーワードに基づいて固定的ルール方式による固有表現抽出機能を設定した言語モデルを「ja_get_keywords_by_rules」と呼ぶこととする。ちなみに、当該名称の先頭の「ja」は、多言語対応の spaCy ライブラリの慣例として日本語処理のための言語モデルであることを示している。

上記言語モデルによって固有表現としての TAINS キーワードを抽出処理した具体例を【参考資料1】「固定的ルール方式と抽出モデル方式と

(18) なお、「東」で始まる TAINS キーワードの大部分が東京国税不服審判所担当裁決を表す「東裁」で始まる裁決番号である。

の比較」の左側の欄に示す。なお、当該処理の対象となったのは、最判令和5年3月6日（TAINS Z 8 8 8 - 2 4 8 1）の判示事項であり、上記2方式による言語モデルを作成する際に行った TAINS キーワードの抽出処理や言語モデルの機械学習のためのトレーニングの対象とはならなかった新件である。

また、同参考資料の左側の欄において灰色に着色されている TAINS キーワードは、上記の2方式で共通して抽出されている固有表現であり、白地の黒枠で囲われている固有表現は、ja_get_keywords_by_rules モデルでのみ抽出されたものであるが、全て TAINS キーワードである。この点で、固定的ルール方式によれば、TAINS キーワード以外の固有表現が抽出されることはなく、安定的かつ固定的に TAINS キーワードの特定が可能であることが分かる。

5 抽出モデル方式による抽出結果

（1）概要

抽出モデル方式における固有表現の指定は、固定的ルール方式の場合とは異なり、文脈に依存した形式で行われる。具体的には、認識対象とした固有表現が用いられている具体的な文章例に対して、当該固有表現の当該文章例中の位置情報と当該固有表現の種類を表す適宜な識別子（今回は固定的ルール方式と同様に一律的に「TAINS_keyword」としている。）を付加して指定すればよい。

したがって、抽出モデル方式では同一のトークン列について、特定の文脈でのみ TAINS キーワードと認識するように指定することも原理的には可能である。ただし、今回の調査・検討では、固定的ルール方式との比較を単純化するため、そのような指定は行わず、次項で示すような一律的かつ悉皆的な指定方法を採用した。

(2) TAINS キーワードによる用語の抽出

TAINS に収録されている租税判例等の各概要情報には、前述した当該情報に付加されている TAIN キーワード以外にも、その他多くの TAINS キーワードが用いられているが、具体的にどの部分が TAINS キーワードに該当するか判定するために今回採用した抽出方法は、大要次のとおり文字ではなく、むしろトークンを基準としたものである：

- ① TAINS キーワードのうち先頭文字が等しいものをグループ分け (1,888グループ) し、各グループ内では、文字数の多い方から少ない方に順に並べておく
- ② 判定対象となる文章を electra 版モデルで各トークンに分解したのち、先頭のトークンから順に、その最初の文字から始まるような TAINS キーワードが上記①で登録されているか、文字数の多い TAINS キーワードから少ない方へ順に比較し判定する。すなわち、いわゆる「最長一致」ベースである
- ③ もし上記②の結果、登録されているキーワードと同じ一連の文字列があれば TAINS キーワードであると認識し、なければ 1 トークン分後ろにずらして改めてチェックを行う。なお、認識された TAINS キーワードがトークンの区切りで終わっていない場合には、次のトークンの区切りまでの文字は単純にスキップする
- ④ 上記②及び③の手順を当該文章の終わりまで繰り返す

上記の抽出処理を図表 2 「固有表現抽出例」の概要情報について行った結果を図示すると図表 4 「TAINS キーワードとトークンとの対応関係」のとおりとなる。なお、斜線は、各トークンの区切りを示し、一重下線部分は、一つのトークンで TAINS キーワードに対応していることを示している。また、二重下線部分は、複数のトークンがトークン列として TAINS キーワードに対応していることを示している。したがって、特に条文番号など、たとえ本来的な固有表現として一体的なトークン列であっ

ても、分割されてしまう場合がある⁽¹⁹⁾。さらに、二重下線がトークンの途中で終わっているところ⁽²⁰⁾も散見されるが、今回の TAINS キーワードの抽出法が単純であるため、うまく機能しない場合があることを示している。おって、図表中の「<EOS>」は、各段落の終わりを表している。

<p>旧/物品/税法/ (昭和/37/年/法律/第/48/号/による/改正前/のもの) /<EOS> 第/18/条/第/1/項/第/2/号/に/いう/「/詐偽/その/他/不正/の/行為/」/の/意義/<EOS> 判/ 決/ 要/ 旨/<EOS></p> <p>旧/物品/税法/ (昭和/37/年/法律/第/48/号/による/改正前/のもの) /<EOS> 第/18/条/第/1/項/第/2/号/に/いう/「/詐欺/その/他/不正/の/行為/」/と/は、/遁脱/の/意図/を/もつ/て、/その/手段/として/税/の/賦課/徴収/を/不能/もしくは/著しく/困難/ならしめる/よう/な/なん/らか/の/偽計/その/他/の/工作/を/行なう/こと/を/いう/もの/と/解する/の/を/相当/とする。/<EOS> 【参照】/旧/所得税/法/ (昭和/25/年/法律/第/69/号/による/改正前/のもの) /<EOS> 第/69/条/第/1/項/ /詐偽/その/他/不正/の/行為/に/より/第/26/条/第/1/項/第/1/号/に/規定/する/所得/税額/の/全部/又は/一部/に/つき/所得/税/を/免れた/者/は、/これ/を/3/年/以下/の/懲役/又/は/その/免れた/税金/の/5/倍/以下/に/相当/する/罰金/若しくは/科料/に/処する。/詐偽/その/他/不正/の/行為/に/より/第/37/条/第/1/項/、/第/38/条/第/1/項/又は/第/40/条/乃至/第/42/条/の/規定/に/より/徴収/せらる/べき/所得/税/を/免れた/者/も、/また/同様/とする。/<EOS> 同法/ (昭和/29/年/法律/第/52/号/による/改正前/のもの) /<EOS> 第/69/条/第/1/項/ /詐偽/その/他/不正/の/行為/に/より、/第/26/条/第/1/項/第/3/号/乃至/第/5/号/に/規定/する/所得/税額/に/つき/所得/税/を/免れ/又は/第/36/条/第/3/項/ (同条/第/5/項/に/おいて/準用/する場合/を含む。)/ /第/36/条/の/2/第/1/項/ (同条/第/3/項/に/おいて/準用/する/第/36/条/第/5/項/に/おいて/準用/する場合/を含む。)/ /<EOS> 若しくは/第/36/条/の/3/第/1/項/ (同条/第/3/項/に/おいて/準用/する/第/36/条/第/5/項/に/おいて/準用/する場合/を含む。)/ /の/規定/に/よる/所得/税額/の/還付/を受けた/者/は、/これ/を/3/年/以下/の/懲役/若しくは/50/万/円/以下/の/罰金/に/処し/又は/これ/を/併用/する。/<EOS></p> <p>旧/物品/税法/ (昭和/24/年/法律/第/286/号/による/改正前/のもの) /<EOS> 第/18/条/第/1/項/ /詐偽/其/ノ/他/不正/ノ/行為/ニ/依リ/物品税/ヲ/遁脱/シ/又ハ/遁脱/セントシタル者/ハ/其/ノ/遁脱/シ/又ハ/遁脱/セントシタル/物品税/5/倍/ニ/相当/スル/罰金/ニ/処/ス/同法/ (昭和/37/年/法律/第/48/号/による/改正前/のもの) /<EOS> 第/18/条/第/1/項/第/2/号/ /左ノ/各号/ノ/一ニ/該当/スル/者/ハ/5/年/以下ノ/懲役/若ハ/50/万/円/以下ノ/罰金/ニ/処/シ/又ハ/之/ヲ/併科/ス/ニ /詐偽/其/ノ/他/不正/ノ/行為/ヲ/以テ/物品税/ヲ/遁脱/シ/又ハ/其/ノ/遁脱/ヲ/図リタル者/<EOS></p>

図表 4 TAINS キーワードとトークンとの対応関係

(19) そのような場合については、今回は条文番号等の取り扱いには余り注目しなかったため採用しなかったが、GiNZA ライブラリの本来の固有表現抽出機能を活用して、前処理を行い、抽出対象としないこととする方法も考えられよう。

(20) このような場合については、そもそも TAINS キーワードではないと判定して、抽出対象としないことも考えられよう。

(3) 固有表現抽出モデルによる対応

そもそも固有表現の抽出処理は、当該固有表現が置かれている前後の文脈等も把握しながらバランスよく行う必要があり、単純には実現できない。そのため、GiNZA ライブラリでは、そのような柔軟な判定を可能とする高度な固有表現抽出処理を機械学習により実現しているわけである。特に、GiNZA ライブラリのような汎用性を追求した言語処理システムでは、今回の調査・検討の対象である TAINS キーワードの場合とは異なり、必ずしも事前に特定できないような固有名詞などの固有表現を柔軟に取り扱うことが必要であり、機械学習による抽象的ないし類推的な判定が必須といえる。そして、GiNZA ライブラリが基盤とした spaCy ライブラリでは、利用者が独自に個別的分野において、同ライブラリと同様な機械学習を用いた固有表現を取り扱う手段を提供しており、その仕組みは「固有表現抽出モデル」(Named Entity Recognition model) と呼ばれる。そして、今回の調査・検討で採用した TAINS キーワードに係る抽出モデル方式も、当該モデルを用いて実現しているわけである。

しかるに、TAINS キーワードのような事前に特定可能な固有表現を取って抽象化を伴う固有表現抽出モデルで取り扱うメリットとしては、少なくとも次の2点が挙げられよう。すなわち、

- ①使用されている文脈によって同じようなトークン列であっても TAINS キーワードであったり、なかったりするため、文脈に応じた柔軟な取扱いが必要であるが、固定的ルール方式では困難であること (例えば、固定的ルール方式では、「中古不動産売買」について、「中古不動産」が TAINS キーワードではないことから、「中古」と「不動産売買」という二つの TAINS キーワードで構成されているものと誤認される可能性が高い。確かにこの例では「中古不動産」を新たに登録すれば、改善され得るが、他方、抽出モデル方式では、「中古不動産」としての意味的な繋がりが、TAINS キーワードである「不動産売買」よりも強いいため、たとえ「中古不動産」が TAINS キーワー

ドではなく、また、「不動産」が TAINS キーワードであっても、「中古不動産」と TAINS キーワードである「売買」とに正しく区分して認識される場合がある。なお、詳しくは別稿にて紹介することとしたい。）

- ② TAINS キーワードとしての判定が抽象化されることによって、全く新規の概要情報等からでも用法がこれまでのものと類似するトークン列を抽出することが可能となり、その点で TAINS キーワードの新規選定の支援手段や既存キーワードの妥当性に係る検討手段とすることが期待できること

の二つである。

そこで、まず、上記の目的を理解する上での参考として、上記（2）で述べた方法で抽出された TAINS キーワードについて、その具体的な使用状況に係る上記（1）で述べたような機械学習用データを用いてトレーニングを行った固有表現抽出モデル「ja_for_tains_keywords3_50_8192」について紹介したい。すなわち、同モデルによって固有表現としての TAINS キーワードを抽出処理した具体例を【参考資料 1】「固定的ルール方式と抽出モデル方式との比較」の右側の欄に示す。なお、抽出処理の対象となった概要情報は左右の各欄で全く同じものである。ちなみに、モデル名中の「3_50_8192」の部分は、「AI-2パソコンを用いて 1 バッチ 8,192 件（全 3 ミニバッチ）で 50 エポック」機械学習のためのトレーニングを行ったモデルであることを表している。

上記参考資料の左右の欄において TAINS キーワードとして認識されたトークン列で相違する部分（白地で黒枠の部分）を見比べると、抽出モデル方式によって、固定的ルール方式では抽出されなかったキーワード候補が抽出されていることが分かるであろう。ただし、左欄とは異なり、右欄で抽出されているトークン列は、必ずしも TAINS キーワードではない可能性がある。

具体的には、図表中の項目番号「1」で抽出モデル方式においては、TAINS キーワードではない「買取再販売」が抽出されているのに対して、

固定的ルール方式では、既存の TAINS キーワードである「再販売」のみが抽出されている。しかるに、当該事案が転売目的の不動産に係る消費税の仕入税額控除に係る事案であることを考慮すれば、「買取再販売」を新たに TAINS キーワードとして登録する意味が十分にあるものと考えられる。

また、図表中の項目番号「3」で抽出モデル方式では TAINS キーワードではない「関係機関」が抽出されているのに対して、固定的ルール方式では、それぞれ TAINS キーワードである「関係」と「機関」の二つのキーワードとして抽出されている。

さらに、同項目番号において、抽出モデル方式では TAINS キーワードではない「課税対応課税仕入れ」が抽出されているのに対して、固定的ルール方式では、「課税対応」と「課税仕入れ」の二つの既存の TAINS キーワードの組合せとして認識されている。しかるに、これも形容語である「課税対応」、「共通対応」、「非課税対応」などと被修飾語である「課税仕入れ」とを区分して認識するよりも、むしろ「課税対応課税仕入れ」、「共通対応課税仕入れ」、「非課税対応課税仕入れ」などと一体のキーワードとして認識すべきとも考えられよう。ちなみに、「課税対応」及び「共通対応」は、TAINS キーワードであるものの、「非課税対応」は、TAINS キーワードとしては未登録である（本稿執筆時点、以下同じ）。

おって、図表中の項目番号「5」で抽出モデル方式では、「第1審」が抽出されているものの、固定的ルール方式では、「第1」部分のみが TAINS キーワードとして抽出されている。ちなみに、「控訴審」、「上告審」は TAINS キーワードとして登録されているものの、「第一審」ないし「第1審」は未登録である。

（4）固有表現抽出モデルの特徴

それでは、つぎに上記（3）の②で述べた目的、すなわち、抽出モデル方式を TAINS キーワードの新規選定の支援手段や既存キーワードの妥当性に係る検討手段とすることの可能性について検討してみることとしたい。

一般にミニバッチ方式における機械学習の一般的傾向として、学習デー

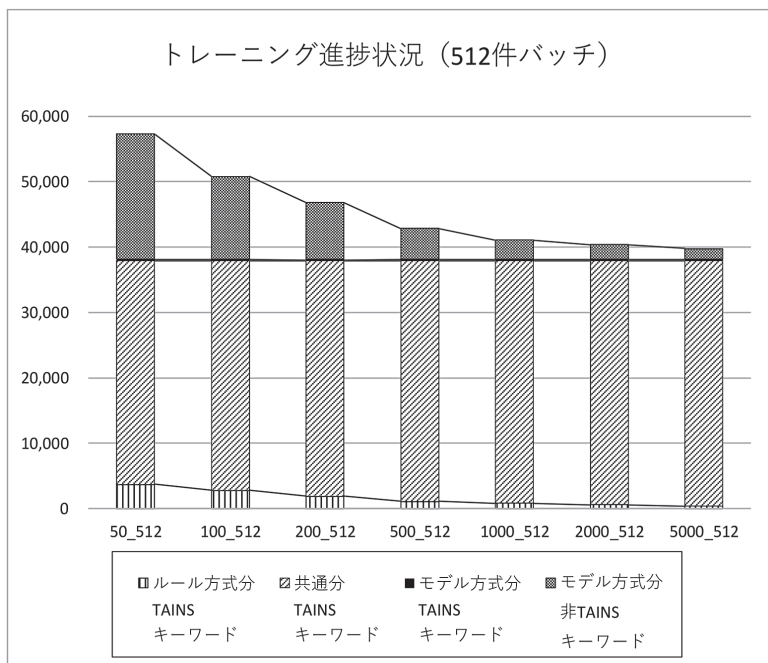
タに基づくトレーニングを繰り返し行えば行うほど、学習水準が高まり、AI の判定精度が向上することが挙げられる。例えていえば、トレーニングの初期では、AI は、ややピンボケの判定を行いがちであるものの、トレーニングを繰り返すことにより、判定の精度が上がり、ピントが合うようになるといえよう。

今回の調査・検討においても、上記のようなトレーニングの効果を端的に示しているのが図表 5 「トレーニング進捗状況」である。

同図表は、バッチサイズを512件に固定して固有表現抽出モデルに対してトレーニングを50エポック、100エポック、200エポック、500エポック、1000エポック、2000エポック及び5000エポック、それぞれ実施したのちにトレーニングに用いた学習データについて、① ja_get_keywords_by_rules モデルを使用した固定的ルール方式及び②各トレーニング後の固有表現抽出モデルを使用した抽出モデル方式の両方式により固有表現抽出処理を実施した場合において、各モデルが抽出した固有表現がどの程度正解の TAINS キーワードであったのかを表した図表である。

同図表で、まず注目して頂きたいのは、「ルール方式分非 TAINS キーワード」欄の数値が常に 0 件となっていることである。すなわち、固定的ルール方式では、何度抽出作業を行っても非 TAINS キーワードが抽出されることはないわけである。つぎに、「モデル方式分非 TAINS キーワード」欄の数値に注目して頂きたい。これは、各エポック数のトレーニング後の固有表現抽出モデルで固有表現と認識されたトークン列のうち実際には TAINS キーワードではなかったものの件数である。50エポック版固有表現抽出モデルでは、19,147件であったが、5000エポック版では、1,627件まで低下している。これは、トレーニングによって、TAINS キーワードを抽出する精度が向上したためであると考えられるが、これを逆説的に捉えれば、各モデルの水準で既存の TAINS キーワードに類似したパターンのトークン列であると類推（誤認）する比率は、トレーニングが少ないほど多いといえるわけである。したがって、TAINS キーワードを精度よく抽出するためには、できるだけ多数回のエポックによりトレーニング

固有表現 抽出モデル	固定的ルール方式		両方式共通	抽出モデル方式	
	ルール方式分 非TAINS キーワード	ルール方式分 TAINS キーワード	共通分 TAINS キーワード	モデル方式分 TAINS キーワード	モデル方式分 非TAINS キーワード
	50_512	0	3,709	34,198	234
100_512	0	2,810	35,097	220	12,667
200_512	0	1,892	36,015	208	8,649
500_512	0	1,113	36,794	222	4,687
1000_512	0	796	37,111	220	2,933
2000_512	0	584	37,323	212	2,237
5000_512	0	410	37,497	216	1,627



図表 5 トレーニング進捗状況

されたモデルを用いるべきであるものの、他方、今回のように、既存の TAINS キーワードに類似したトークン列に注目したい場合には、むしろ少数回のエポックでトレーニングされたモデルを用いることにメリットがあるといえるのではなかろうか。

そこで、上記の仮説を確認するため、今回の調査・検討で機械学習用データとした裁判例等以降に TAINS に収録された上記（3）で紹介した【参考資料 1】の事例について TAINS キーワード抽出処理を試みたわけである。

（5）新規事案に抽出モデル方式を適用した事例

令和 5 年 5 月 7 日現在で TAINS に収録されていた判決日等が令和 5 年 1 月 1 日以降の裁判例等は 5 件⁽²¹⁾ あったが、そのうち、今回の調査・検討で既に機械学習用データとして収集されていた 1 件（TAINS Z 8 8 8 - 2 4 7 4）以外の 4 件の中から、最判令和 5 年 3 月 6 日（TAINS Z 8 8 8 - 2 4 8 1）を適宜選定した。

上記裁判例は、住宅用賃貸部分を含む中古建物の用途区分に関連した消費税の更正処分に係る過少申告加算税について、その免除要件である「正当な理由」の有無が争われた事例であり、下級審については、機械学習用データに含まれているものではあった。

上記事案に係る固定的ルール方式と抽出モデル方式との固有表現の抽出結果の主な相違点については、上記（3）で紹介したとおりであるが、特に「買取再販売」というトークン列は、TAINS キーワードとしては「買取」部分が TAINS キーワードとして未登録であることから、AI による類推によって抽出されたものと考えられる。ただし、「買取り」は TAINS キーワードとして登録済みである。

確かに、上記で行ったような単純な抽出・比較手順は、概要情報中の多くの TAINS キーワードの中から将来的にも検索目的で重要度が高いと思

(21) 具体的には、TAINS Z 9 9 9 - 7 2 2 6、TAINS Z 9 9 9 - 5 4 6 9、TAINS Z 8 8 8 - 2 4 7 4、TAINS Z 8 8 8 - 2 4 8 0、TAINS Z 8 8 8 - 2 4 8 1 の 5 件であった。

定される付加対象のものを選別したり、そもそも概要情報中には存在しない別の TAINS キーワードを当該概要情報に付加したりすることに比べれば低レベルのものではあるものの、少なくとも、当該手順には、上記のような高度な知的作業を支援したり、見落としを減らしたり、あるいは、検討のための着眼点を提供したりする効果が期待できるのではあるまいか。

6 トレーニング回数とバッチサイズの抽象化への影響

上記5の(4)ではトレーニング回数の増加によって固有表現抽出のピントがよりシャープになることについて触れたが、バッチサイズによってもピントが変動する傾向がある。具体的には、ミニバッチのサイズを大きくすると同じトレーニング回数でもピントが甘くなる(抽出される固有表現が実際に TAINS キーワードである確率が減少する)傾向が認められ、その関係を図示したのが図表6「トレーニング回数とバッチサイズの相互関係」である。

すなわち、同図表は、トレーニング回数とバッチサイズによって固有表現抽出モデルによって抽出される固有表現について TAINS キーワードと非 TAINS キーワードの件数等がどのように変化するか一覧表にしたものである。具体的には、その①では、そもそも抽出されるキーワードの総数、その②では、上記①のうちで固定的ルール方式と共通の TAINS キーワードの件数、その③では、固定的ルール方式では抽出されなかったキーワードの件数、その④では、上記③のうち TAINS キーワードである件数、そして、その⑤では、上記③のうち非 TAINS キーワードである件数をそれぞれ表示している。

しかるに、上記の各表のうち特に⑤の表に注目して頂きたい。同表において、最大の非 TAINS キーワード件数は、トレーニング回数が50エポックで、バッチサイズが8,192件のとき(以下、当該固有表現抽出モデルを「50_8192モデル」と略称し、他のモデルについても同様に略称する。)の38,749件であり、最小の非 TAINS キーワード件数は、トレーニング回数

①抽出モデル方式認識キーワード総数

トレーニング回数	バッチサイズ				
	512	1,024	2,048	4,096	8,192
50	53,579	55,961	62,916	69,967	68,932
100	47,984	50,758	54,704	62,372	65,966
200	44,872	45,560	48,838	55,211	59,566
500	41,703	42,126	44,914	46,432	49,618
1000	40,264	40,653	41,527	43,022	44,039

②上記①のうち固定的ルール方式と共通なTAINSキーワード件数

トレーニング回数	バッチサイズ				
	512	1,024	2,048	4,096	8,192
50	34,198	33,421	32,594	31,603	29,859
100	35,097	34,551	33,728	33,056	31,422
200	36,015	35,632	35,002	34,332	33,136
500	36,794	36,584	36,375	35,726	34,974
1000	37,111	37,045	36,895	36,545	36,050

③上記①のうち上記②を除いた認識キーワード件数

トレーニング回数	バッチサイズ				
	512	1,024	2,048	4,096	8,192
50	19,381	22,540	30,322	38,364	39,073
100	12,887	16,207	20,976	29,316	34,544
200	8,857	9,928	13,836	20,879	26,430
500	4,909	5,542	8,539	10,706	14,644
1000	3,153	3,608	4,632	6,477	7,989

④上記③のうちTAINSキーワード件数 (固定的ルール方式では認識不能)

トレーニング回数	バッチサイズ				
	512	1,024	2,048	4,096	8,192
50	234	237	271	253	324
100	220	239	226	272	276
200	208	216	219	244	262
500	222	207	217	220	223
1000	220	214	216	221	211

⑤上記③のうち非TAINSキーワード件数

トレーニング回数	バッチサイズ				
	512	1,024	2,048	4,096	8,192
50	19,147	22,303	30,051	38,111	38,749
100	12,667	15,968	20,750	29,044	34,268
200	8,649	9,712	13,617	20,635	26,168
500	4,687	5,335	8,322	10,486	14,421
1000	2,933	3,394	4,416	6,256	7,778

図表 6 トレーニング回数とバッチサイズの相互関係

が1000エポックで、バッチサイズが512件であるとき（1000_512モデル）の2,933件であり、13倍ほどの開きがある。

そこで、トレーニング回数とバッチサイズの変化によって抽出される非 TAINS キーワードが具体的にどのように変化していくか、その全般的な傾向を把握し易くするために、【参考資料 2】「5 分割分析表」を作成した。

なお、当該分析表は、次のような手順で作成したものである。すなわち、①固有表現抽出モデルを非 TAINS キーワードが最小となる「1000_512モデル」から「500_1024モデル」、「200_2048モデル」、「100_4096モデル」、そして、最後に「50_8192モデル」へと、最大の変化率が得られるように固有表現抽出モデルを変化させながら、それぞれのモデルで把握される非 TAINS キーワードを抽出する。その際、重複を避けるために②それまでの抽出処理で既に把握されている非 TAINS キーワードは除外する。そして、③認識回数が多い順（ただし認識回数と同じものについては更に文字数の多い順）に並べて、5 等分したのち、上位のグループから第 1 階級ないし第 5 階級と呼んで、各階級の上位のものを約1000文字分ずつ例示した。

つまり、上記のように固有表現抽出モデルで 5 区分、さらに、それぞれのモデルごとに 5 階級に区分することによって、TAINS キーワードに格上げする必要性のより高い非 TAINS キーワードが、抽出のピントのより強い、すなわち、トレーニング回数がより多く、バッチサイズがより小さい固有表現抽出モデルの、必要性ないし重要度の指標である認識回数のより多い第 1 階級に集められることになるものと考えられる。

そして、上記のように固有表現抽出モデルの抽出のピントの強さで 5 区分、さらに、それぞれのモデルごとに認識頻度の高さで 5 階級に区分することによれば、既存の TAINS キーワードとの類似性の強さと TAINS キーワードとして認識すべき必要性を大雑把に整理することが可能となる。

例えば、今回の試行では、前出の「買取再販売」というトークン列は、【参考資料 2】では記載が省略されているものの、抽出のピントのより強い1000_512モデル、500_1024モデルでは認識されず、中間的な200_2048モ

デルで初めて非 TAINS キーワードとして 2 件の概要情報⁽²²⁾ で 3 回認識されている (第 1 階級)。すなわち、当該トークン列は、既存の TAINS キーワードとの類似性が中程度であるが、TAINS キーワードとして採用された場合の効果は、比較的高いと整理できるわけである。

なお、抽出のピントのより強い 1000_512 モデルで採用効果の高い第 1 階級の非 TAINS キーワードについてみると、それらに対応する【参考資料 2】の先頭の欄内で下線を付した「日付け」、「大蔵省令」、「揮発油税法」、「売上値引き」、「不動産貸付業務」、「延滞税額」、「対価額」、「事業場所」、「報酬金額」、「調査手続き」、「不動産取得税額」、「重加算税額」、「先物取引に係る雑所得の金額」、「地価税法」、「譲渡所得税額」、「慰謝料額」、「電力料金」、「不納付加算税額」、「土地重課税」、「自動車重量税法」、「申告所得税額」などは、認識回数が比較的多いにも関わらず TAINS キーワードとしては未登録であることが分かる。ただし、これらの用語の大部分については、TAINS キーワードである文字列が含まれており、検索用としては、取替えて登録をする意味が乏しかったものとも考えられる。

他方、50_8192 モデルの第 1 階級では、例えば、同図表中で下線を付した「更正請求」の認識回数が 372 回と比較的高いにも関わらず登録されていないが、TAINS キーワードである本来の「更正の請求」を補足するものとして追加登録する価値はあろう。また、同じく下線を付した「当初更正処分」、「損金計上」、「国賠法」、「寄付金」、「同業者比率法」、「原処分調査」なども認識回数が高いことから、キーワード検索の精度を上げるためにも、追加登録する価値はあるのではなかろうか。ちなみに、未登録である「損金計上」の対照語である「益金計上」については既に登録済みである。さらに、同じく二重下線を付した「資産の譲渡代金」、「特定の事業用資産」、「株式の譲渡」、「土地の取得費」、「不動産の譲渡」、「譲渡所得の特例」、「相続財産の評価」、「相続財産の価額」、「税負担の公平」、「民

(22) 具体的には、ムゲンエステート事件関連の TAINS Z 2 6 9 - 1 3 3 2 5 及び TAINS Z 2 7 1 - 1 3 5 5 1 の各判示事項である。ただし、「買取再販住宅」というトークン列については、課税庁からの開示情報に係る TAINS キーワードとして既に登録されている (TAINS 所得事例東京局 R 0 4 1 2)。

法上の組合契約」、「原処分取消し」、「納税者間の公平」、「更正の理由付記」、「労務の対価性」、「資産の取得価額」などについては、助詞の「」で連結された二つの用語のペアがあたかも単独のキーワードとして定型的に用いられる傾向にあることが分かる。以上の具体例からも、やはり抽出のピントのより甘い50_8192モデルでは、ピントが明瞭な1000_512モデルよりもより広い視野ないし視界で、既存の TAINS キーワードに類似する用語等が抽出される傾向にあることを見て取れよう。

以上のような分析結果から、抽出のピントからいえば中程度の類似性が認められる200_2048モデルにおいて有用な新規 TAINS キーワードが抽出されている可能性が高いといえそうである。そこで、試みに【参考資料 2】にある200_2048モデルの第1階級の欄の非 TAINS キーワードを眺めてみると、例えば、下線を付した「更正すべき理由がない旨の通知」(14件の概要情報⁽²³⁾で計15回認識)及び「更正すべき理由のない旨の通知処分」(12件の概要情報⁽²⁴⁾で計12回認識)があるが、これは、TAINS キーワードである「更正すべき理由がない旨の通知処分」(98件の概要情報で計164回認識)と同義ないしほぼ同義であると考えられ、また、下線を付した「引渡しのあった日」(10件の概要情報⁽²⁵⁾で計10回認識)も TAINS キーワードである「引渡しがあった日」(36件の概要情報で計65回認識)

(23) 具体的には、TAINS Z 1 0 3 - 4 2 7 0、TAINS Z 1 1 4 - 4 6 6 5、TAINS Z 1 8 3 - 6 7 2 7、TAINS Z 1 9 3 - 7 0 5 3、TAINS Z 1 8 9 - 6 9 3 0、TAINS Z 1 9 4 - 7 0 8 6、TAINS Z 1 9 9 - 7 2 5 4、TAINS Z 2 2 0 - 7 7 6 7、TAINS Z 2 5 3 - 9 4 3 6、TAINS Z 2 5 5 - 1 0 2 2 0、TAINS Z 2 5 9 - 1 1 2 3 4、TAINS Z 2 6 2 - 1 1 9 5 9、TAINS Z 2 6 4 - 1 2 4 6 7、TAINS Z 8 8 8 - 2 4 3 4の各判示事項である。

(24) 具体的には、TAINS Z 1 7 4 - 6 3 8 8、TAINS Z 1 8 0 - 6 5 6 2、TAINS Z 2 1 4 - 7 6 1 1、TAINS Z 2 2 1 - 7 8 0 3、TAINS Z 2 2 1 - 7 8 0 9、TAINS Z 2 2 3 - 7 9 3 4、TAINS Z 2 4 9 - 8 7 9 4、TAINS J 6 0 - 1 - 0 3、TAINS Z 2 5 1 - 8 9 9 7、TAINS Z 2 5 8 - 1 1 0 8 6、TAINS Z 2 5 8 - 1 0 8 6 1、TAINS Z 2 5 8 - 1 0 9 6 6の各判示事項等である。

(25) 具体的には、TAINS F 0 - 2 - 2 0 1、TAINS F 0 - 5 - 0 9 8、TAINS J 8 1 - 6 - 1 5、TAINS F 0 - 5 - 2 1 4、TAINS F 0 - 5 - 1 3 4、TAINS F 0 - 5 - 2 0 8、TAINS F 0 - 5 - 2 0 9、TAINS F 0 - 5 - 2 3 9、TAINS F 0 - 5 - 2 3 4、TAINS F 0 - 5 - 2 3 3の各裁決の要旨である。

と同義であると考えられる。したがって、これらの非 TAINS キーワードも区別せずに、同義の TAINS キーワードとして取り扱うことが便宜であろう。さらに、下線を付した「取得した日」については、20件の概要情報⁽²⁶⁾で計30回認識されているにも関わらず、筆者収集時点では TAINS キーワードとして登録されていなかったものであるが、最近の3件の相談事例⁽²⁷⁾に対する TAINS キーワードとして現状では既に登録されている。おって、下線を付した「総所得」については、それを包含する「総所得金額」が TAINS キーワードではあるものの、「総所得」単体としては未登録である。なお、「総所得」というトークン列は、6件の概要情報⁽²⁸⁾で計8回認識されているが、それらは必ずしも「総所得金額」を表現したものとはいえないものと考えられる。したがって、少なくとも以上に紹介したこれらの非 TAINS キーワードについては、TAINS キーワードとして登録するか、あるいは、同義の TAINS キーワードとして一体的に取り扱う一定の妥当性がありそうである。

いずれにしても、適切な固有表現抽出モデルを用いることにより、少なくとも用語間の用法上の類似性に基づいて非 TAINS キーワードについて一定の整理ができるようになったといえるのではなかろうか。また、今後の当面の課題としては、【参考資料2】にリストアップされた非 TAINS キーワードのうち、TAINS キーワードとする価値の乏しいものを効率的

(26) 具体的には、TAINS F 0 - 1 - 1 9 9、TAINS J 1 9 - 4 - 0 7、TAINS J 4 9 - 2 - 1 5、TAINS J 5 5 - 3 - 1 9、TAINS J 5 7 - 2 - 1 9、TAINS F 0 - 1 - 2 1 4、TAINS J 6 8 - 2 - 1 0、TAINS J 7 0 - 5 - 2 0、TAINS F 0 - 2 - 3 1 1、TAINS Z 9 9 9 - 5 2 7 8、TAINS J 8 5 - 2 - 1 1、TAINS J 8 8 - 2 - 0 2、TAINS J 8 8 - 2 - 0 2、TAINS J 9 4 - 2 - 0 7、TAINS F 0 - 5 - 1 8 8、TAINS F 0 - 1 - 8 4 9、TAINS J 1 0 6 - 2 - 0 4、TAINS Z 2 6 8 - 1 3 1 1 7、TAINS F 0 - 5 - 2 4 8、TAINS Z 2 6 9 - 1 3 2 5 3 の各判示事項等である。

(27) 具体的には、TAINS 所得事例東地会 0 2 0 1 5 9、TAINS 源泉事例 H P 0 6 5 9、TAINS 法人事例 7 0 0 5 0 8 の各相談事例である。

(28) 具体的には、TAINS Z 2 5 5 - 1 0 2 5 8、TAINS Z 2 5 6 - 1 0 5 8 3、TAINS Z 2 6 2 - 1 1 9 2 5、TAINS Z 2 6 4 - 1 2 5 3 8、TAINS F 0 - 1 - 1 1 8 3、TAINS F 0 - 1 - 1 1 8 2 の各判示事項等である。

かつ効果的に除外する方法について検討することが挙げられよう。おっ
て、抽出モデル方式の類似性検出能力を活用する上で、そのための抽出モ
デルをそもそものようにトレーニングするかも課題であろう。基本的に
自然言語処理モデルのトレーニングは、飽くまでも当該モデルの出力を何
らかの正解（本稿でいえば「TAINS キーワード」）にいかにか近付けるかを
本来の目的とするものであって、必ずしも当該モデルについて正解と有意
に類似するもの（本稿でいえば TAINS キーワードとすべき「非 TAINS
キーワード」）を抽出ないし選別するための能力を高めるためのものとは
いえないであろう。また、当該トレーニング自体も乱数を用いた不確定の
ものであって、その結果も再現性を伴わないものである。そこで、差し当
たり、そのような非再現性を踏まえた統計的な TAINS キーワード候補の
選定方法について、別稿でより具体的に検討してみたいと考えている。

おわりに

今回の調査・検討を実施する前の段階では、果たして本調査で用いたよ
うな軽装の処理系（上記 3 参照）で必要な処理が能力的に可能か心配され
たものであったが、結果として、今回の検討内容程度であれば十分に実用
的なものであった。比較的手軽に入手可能なパソコンや GPU ボードの計
算能力の高さをまさしく実感させられた次第である。ただし、今回の調
査・検討では当初 eGPU 方式により GPU ボードをパソコンの外部に置いて
利用した場合には、大きめのバッチサイズのトレーニングについては
GPU ボードをうまく利用できなかったことから、少なくとも現状では、
パソコン内部に GPU ボードを設置する利用方法が無難といえよう。また、
たとえ GPU ボードを利用してもトレーニングには、相当の時間を要する。
具体的には、「ja_for_tains_keywords3_5000_512_GPU」のトレーニング
には AI-1 で12日間以上、AI-2 でも 9 日間以上を要した⁽²⁹⁾。

(29) ただし、この場合には、仮に GPU ボードを使用しなければ、数倍の期間
を要することになるが、モデルが更に大きくなると能力面で GPU ボードが

いずれにしても、ICT の急速な進歩により、以前では想定もできなかったような膨大かつ強力な計算資源を、今回のようにプライベートに独占することが劇的に容易になったといえよう。このことは、今後の我々にとって大きな福音であろうし、また、そうすべきでもあろうとも思われる。

今回の調査・検討は、いわば租税法分野への AI 応用のための単なる入り口における大変基礎的かつ雑駁なものではあったものの、AI の抽象化能力に基づく類推機能の活用を目指した点で読者の今後の参考になれば、当方にとって頗る幸いである。

使用できなくなることもある。また、デスクトップ・パソコンをトレーニング等のために長期間安定的に稼働させるためには、電力の瞬断対策が必要になってくるし、Windows Update 等による無用な再起動を予防することも必須である。

【参考資料1】 固定的ルール方式と抽出モデル方式との比較

ja_get_keywords_by_rules	ja_for_tains_keywords3_50.8192_GPU
<p>判示事項</p> <p>1</p> <p>本件は、不動産 TAINS_keyword の買取 再販売 TAINS_keyword 等を行う 株式会社 TAINS_keyword である被 上告 TAINS_keyword 人が、転売目的 TAINS_keyword で、全部 TAINS_keyword 又は一部 TAINS_keyword が 住宅 TAINS_keyword として 賃貸 TAINS_keyword されている 建物 TAINS_keyword の 購入 TAINS_keyword をし、これに係る 消費税額 TAINS_keyword の 全額 TAINS_keyword を 控除対象仕入税額 TAINS_keyword として 申告 TAINS_keyword をしたところ、日本橋 税務署長 TAINS_keyword から、その 全額 TAINS_keyword を 控除 TAINS_keyword することはできないとして 更正処分 TAINS_keyword 及び 過少申告加算税 TAINS_keyword の 賦課決定処分 TAINS_keyword を受けるなどしたことから、上告 TAINS_keyword 人を相手に、各 更正処分 TAINS_keyword のうち 申告額 TAINS_keyword を超える部分及び各 賦課決定処分 TAINS_keyword の 取消し TAINS_keyword 等を求める 事案 TAINS_keyword である。</p>	<p>判示事項</p> <p>1</p> <p>本件は、不動産 TAINS_keyword の 買取再販売 TAINS_keyword 等を行う 株式会社 TAINS_keyword である被 上告 TAINS_keyword 人が、転売目的 TAINS_keyword で、全部 TAINS_keyword 又は 一部 TAINS_keyword が 住宅 TAINS_keyword として 賃貸 TAINS_keyword されている 建物 TAINS_keyword の 購入 TAINS_keyword をし、これに係る 消費税額 TAINS_keyword の 全額 TAINS_keyword を 控除対象仕入税額 TAINS_keyword として 申告 TAINS_keyword をしたところ、日本橋 税務署長 TAINS_keyword から、その 全額 TAINS_keyword を 控除 TAINS_keyword することはできないとして 更正処分 TAINS_keyword 及び 過少申告加算税 TAINS_keyword の 賦課決定処分 TAINS_keyword を受けるなどしたことから、上告 TAINS_keyword 人を相手に、各 更正処分 TAINS_keyword のうち 申告額 TAINS_keyword を超える部分及び各 賦課決定処分 TAINS_keyword の 取消し TAINS_keyword 等を求める 事案 TAINS_keyword である。</p>
<p>2</p> <p>原審は、各 建物 TAINS_keyword は 転売 TAINS_keyword まで 住宅 TAINS_keyword として 賃貸 TAINS_keyword されることが見込まれていたから、各 課税仕入れ TAINS_keyword は、個別対応方式 TAINS_keyword による 用途区分 TAINS_keyword において 共通対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword されるべきであり、各 更正処分 TAINS_keyword は 適法 TAINS_keyword であるなどとした上で、各 賦課決定処分 TAINS_keyword は 違法 TAINS_keyword であるとして、その 取消請求 TAINS_keyword を 認容 TAINS_keyword した。しかしながら、原審の上記 判断 TAINS_keyword は 是認 TAINS_keyword することができない。その 理由 TAINS_keyword は、次のとおりである。</p>	<p>2</p> <p>原審は、各 建物 TAINS_keyword は 転売 TAINS_keyword まで 住宅 TAINS_keyword として 賃貸 TAINS_keyword されることが見込まれていたから、各 課税仕入れ TAINS_keyword は、個別対応方式 TAINS_keyword による 用途区分 TAINS_keyword において 共通対応課税 TAINS_keyword 仕入れに 区分 TAINS_keyword されるべきであり、各 更正処分 TAINS_keyword は 適法 TAINS_keyword であるなどとした上で、各 賦課決定処分 TAINS_keyword は 違法 TAINS_keyword であるとして、その 取消請求 TAINS_keyword を 認容 TAINS_keyword した。しかしながら、原審の上記 判断 TAINS_keyword は 是認 TAINS_keyword することができない。その 理由 TAINS_keyword は、次のとおりである。</p>
<p>3</p> <p>税務 TAINS_keyword 当局は、遅くとも 平成17年 TAINS_keyword 以降、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword</p>	<p>3</p> <p>税務 TAINS_keyword 当局は、遅くとも 平成17年 TAINS_keyword 以降、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword</p>

を、建物 TAINS_keyword が住宅 TAINS_keyword として賃貸 TAINS_keyword されること(その他の資産の譲渡等 TAINS_keyword)に 対応 TAINS_keyword することに着目して 共通対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword すべきであるとの 見解 TAINS_keyword を探っており TAINS_keyword、そのことは、各 申告 TAINS_keyword 当時、税務 TAINS_keyword 当局の 職員 TAINS_keyword が執筆 TAINS_keyword した 公刊物 TAINS_keyword や、公表 TAINS_keyword されている 裁決例 TAINS_keyword 及び下級審の 裁判例 TAINS_keyword を通じて、一般 TAINS_keyword の 納税者 TAINS_keyword も知り得たものといえる。他方、それ以前 TAINS_keyword に 税務 TAINS_keyword 当局が 作成 TAINS_keyword した 部内資料 TAINS_keyword や 税務 TAINS_keyword 当局 関係者 TAINS_keyword が編者である 公刊物 TAINS_keyword 及び平成7 年 TAINS_keyword 頃の 関係 TAINS_keyword 機関 TAINS_keyword からの 照会 TAINS_keyword に対する 回答 TAINS_keyword には、事業者 TAINS_keyword の 目的 TAINS_keyword に着目して 用途区分 TAINS_keyword を 判定 TAINS_keyword していたとも 理解 TAINS_keyword され得る 記載 TAINS_keyword 等があるものの、これらは、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword に 直接 TAINS_keyword 言及するものでなく、その 趣旨 TAINS_keyword や 前提 TAINS_keyword となる 事実関係 TAINS_keyword が明らかでないなど、必ずしも上記 見解 TAINS_keyword と 矛盾 TAINS_keyword するものとはいえない。また、税務 TAINS_keyword 当局は、平成9 年 TAINS_keyword 頃、関係 TAINS_keyword 機関 TAINS_keyword からの 照会 TAINS_keyword に対し、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword を 課税対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword すべき旨の 回答 TAINS_keyword をしているが、このことから、直ちに TAINS_keyword、税務 TAINS_keyword 当局が 一般的 TAINS_keyword に当該 課税仕入れ TAINS_keyword を 事業者 TAINS_keyword の 目的 TAINS_keyword に着目して 課税対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword する 取扱い TAINS_keyword をしていたものということはできないし、上記 回答 TAINS_keyword が 公表 TAINS_keyword されるなどしたとの 事情 TAINS_keyword もうかがわれない。

を、建物 TAINS_keyword が住宅 TAINS_keyword として賃貸 TAINS_keyword されること(その他の TAINS_keyword 資産の譲渡 TAINS_keyword)等に 対応 TAINS_keyword することに着目して 共通対応課税 TAINS_keyword 仕入れに 区分 TAINS_keyword すべきであるとの 見解 TAINS_keyword を探っており TAINS_keyword、そのことは、各 申告 TAINS_keyword 当時、税務 TAINS_keyword 当局の 職員 TAINS_keyword が執筆 TAINS_keyword した 公刊物 TAINS_keyword や、公表 TAINS_keyword されている 裁決例 TAINS_keyword 及び下級審の 裁判例 TAINS_keyword を通じて、一般 TAINS_keyword の 納税者 TAINS_keyword も知り得たものといえる。他方、それ以前 TAINS_keyword に 税務 TAINS_keyword 当局が 作成 TAINS_keyword した 部内資料 TAINS_keyword や 税務 TAINS_keyword 当局 関係者 TAINS_keyword が編者である 公刊物 TAINS_keyword 及び平成7 年 TAINS_keyword 頃の 関係 TAINS_keyword 機関 TAINS_keyword からの 照会 TAINS_keyword に対する 回答 TAINS_keyword には、事業者 TAINS_keyword の 目的 TAINS_keyword に着目して 用途区分 TAINS_keyword を 判定 TAINS_keyword していたとも 理解 TAINS_keyword され得る 記載 TAINS_keyword 等があるもの、これらは、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword に 直接 TAINS_keyword 言及するものでなく、その 趣旨 TAINS_keyword や 前提 TAINS_keyword となる 事実関係 TAINS_keyword が明らかでないなど、必ずしも上記 見解 TAINS_keyword と 矛盾 TAINS_keyword するものとはいえない。また、税務 TAINS_keyword 当局は、平成9 年 TAINS_keyword 頃、関係機関 TAINS_keyword からの 照会 TAINS_keyword に対し、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword を 課税対応課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword すべき旨の 回答 TAINS_keyword をしているが、このことから、直ちに TAINS_keyword、税務 TAINS_keyword 当局が 一般的 TAINS_keyword に当該 課税仕入れ TAINS_keyword を 事業者 TAINS_keyword の 目的 TAINS_keyword に着目して 課税対応 TAINS_keyword 課税仕入れに 区分 TAINS_keyword する 取扱い TAINS_keyword をしていたものといえることはできないし、上記 回答 TAINS_keyword が 公表 TAINS_keyword されるなどしたとの 事情 TAINS_keyword もうかがわれない。

4

平成17年 TAINS_keyword 以降、 税務 TAINS_keyword 当局が、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword を 建物 TAINS_keyword が 住宅 TAINS_keyword として 賃貸 TAINS_keyword されることに着目して 共通対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword する 取扱い TAINS_keyword を 周知 TAINS_keyword するなどの 積極的 TAINS_keyword な 措置 TAINS_keyword を講じていないとしても、 事業者 TAINS_keyword としては、上記 取扱い TAINS_keyword がされる 可能性 TAINS_keyword を 認識 TAINS_keyword してしかるべきであったといえる。そして、上記 取扱い TAINS_keyword は 消費税法 TAINS_keyword 30条2項1 号 TAINS_keyword の 文理 TAINS_keyword 等に照らして自然であるといえ、各 申告 TAINS_keyword 当時、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword を 事業者 TAINS_keyword の 目的 TAINS_keyword に着目して 課税対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword すべきものとした 裁判例 TAINS_keyword 等があったともうかがわれないこと等をも 考慮 TAINS_keyword すれば、被 上告 TAINS_keyword が各 課税仕入れ TAINS_keyword を 課税対応 TAINS_keyword 課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword して 控除対象仕入税額 TAINS_keyword の 計算 TAINS_keyword をしたことに、真に 納税者 TAINS_keyword の責めに帰すことのできない 客観的な事情 TAINS_keyword があり、 過少申告加算税 TAINS_keyword の 趣旨 TAINS_keyword に照らしてもなお 納税者 TAINS_keyword に 過少申告加算税 TAINS_keyword を 賦課 TAINS_keyword することが 不当 TAINS_keyword 又は酷になるということではない。

5

以上によれば、被 上告 TAINS_keyword 人が各 課税仕入れ TAINS_keyword に係る 消費税額 TAINS_keyword の 全額 TAINS_keyword を 控除 TAINS_keyword したことに、 国税通則法 TAINS_keyword 65条4項にいう「 正当な理由 TAINS_keyword 」があると認めることはできない。以上と異なる原審の 判断 TAINS_keyword には、 判決 TAINS_keyword に 影響 TAINS_keyword を及ぼすことが明らかな 法令 TAINS_keyword の 違反 TAINS_keyword がある。論旨は 理由 TAINS_keyword がある

4

平成17年 TAINS_keyword 以降、 税務 TAINS_keyword 当局が、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword を 建物 TAINS_keyword が 住宅 TAINS_keyword として 賃貸 TAINS_keyword されることに着目して 共通対応課税 TAINS_keyword 仕入れに 区分 TAINS_keyword する 取扱い TAINS_keyword を 周知 TAINS_keyword するなどの 積極的 TAINS_keyword な 措置 TAINS_keyword を講じていないとしても、 事業者 TAINS_keyword としては、上記 取扱い TAINS_keyword がされる 可能性 TAINS_keyword を 認識 TAINS_keyword してしかるべきであったといえる。そして、上記 取扱い TAINS_keyword は 消費税法 TAINS_keyword 30条2項1 号 TAINS_keyword の 文理 TAINS_keyword 等に照らして自然であるといえ、各 申告 TAINS_keyword 当時、本件と同様の 課税仕入れ TAINS_keyword を 事業者 TAINS_keyword の 目的 TAINS_keyword に着目して 課税対応課税 TAINS_keyword 仕入れに 区分 TAINS_keyword すべきものとした 裁判例 TAINS_keyword 等があったともうかがわれないこと等をも 考慮 TAINS_keyword すれば、被 上告 TAINS_keyword 人が各 課税仕入れ TAINS_keyword を 課税対応課税仕入れ TAINS_keyword に 区分 TAINS_keyword して 控除対象仕入税額 TAINS_keyword の 計算 TAINS_keyword をしたことに、真に 納税者 TAINS_keyword の責めに帰すことのできない 客観的な事情 TAINS_keyword があり、 過少申告加算税 TAINS_keyword の 趣旨 TAINS_keyword に照らしてもなお 納税者 TAINS_keyword に 過少申告加算税 TAINS_keyword を 賦課 TAINS_keyword することが 不当 TAINS_keyword 又は酷になるということではない。

5

以上によれば、被 上告 TAINS_keyword 人が各 課税仕入れ TAINS_keyword に係る 消費税額 TAINS_keyword の 全額 TAINS_keyword を 控除 TAINS_keyword したことに、 国税通則法 TAINS_keyword 65条4項にいう「 正当な理由 TAINS_keyword 」があると認めることはできない。以上と異なる原審の 判断 TAINS_keyword には、 判決 TAINS_keyword に 影響 TAINS_keyword を及ぼすことが明らかな 法令 TAINS_keyword の 違反 TAINS_keyword がある。論旨は 理由 TAINS_keyword がある

<p>り、原 判決 TAINS_keyword 中 上告 TAINS_keyword 人 敗訴 TAINS_keyword 部分は 破棄 TAINS_keyword を免れない。そして、 以上に脱示したところによれば、各 賦課決定処分 TAINS_keyword の 取消請求 TAINS_keyword は 理由 TAINS_keyword がなく、これを 棄却 TAINS_keyword した 第1 TAINS_keyword 審 判決 TAINS_keyword は 正当 TAINS_keyword であるから、同部分につき 被 上告 TAINS_keyword 人の 控訴 TAINS_keyword を 棄却 TAINS_keyword すべきである。 判決 TAINS_keyword 年月日 TAINS_keyword R05-03-06 (R01-10-11) (R01-10-16) 国税庁 TAINS_keyword 訴資 Z888-2481 (Z269-13325) (Z 269-13326) 第一審 棄却 TAINS_keyword 追加判決 TAINS_keyword 却下 TAINS_keyword (R03-04-21) (Z888-2359) 控訴審 TAINS_keyword 一部取消し TAINS_keyword</p>	<p>あり、原 判決 TAINS_keyword 中 上告 TAINS_keyword 人 敗 訴 TAINS_keyword 部分は 破棄 TAINS_keyword を免れない。そし て、以上に脱示したところによれば、各 賦課決定処分 TAINS_keyword の 取消請求 TAINS_keyword は 理由 TAINS_keyword がなく、 これを 棄却 TAINS_keyword した 第1審 TAINS_keyword 判 決 TAINS_keyword は 正当 TAINS_keyword であるから、同部分 につき被 上告 TAINS_keyword 人の 控訴 TAINS_keyword を 棄却 TAINS_keyword すべきである。 判決 TAINS_keyword 年月日 TAINS_keyword R05-03-0 6 (R01-10-11) (R01-10-16) 国税庁 TAINS_keyword 訴資 Z888-2481 (Z269-13325) (Z269-13326) 第一審 棄却 TAINS_keyword 追加 TAINS_keyword 判決 TAINS_keyword 却下 TAINS_keyword (R03-04-21) (Z888-2359) 控訴 TAINS_keyword 審 一部 TAINS_keyword 取消し TAINS_keyword</p>
---	--

【参考資料2】5分割分析表

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数のより多い順）
1000_512 第1階級	586	<p>日付け⁽⁵⁰³⁾/旧法人⁽⁹⁹⁾/大蔵省令⁽⁶⁵⁾/揮発油税法⁽⁴³⁾/国税に関する⁽³⁹⁾/第47⁽³⁸⁾/売上値引き⁽³⁷⁾/第11⁽³⁶⁾/課税仕入れに係る⁽³⁵⁾/対価として⁽³²⁾/適用を受けようとする⁽³¹⁾/不知⁽²⁷⁾/裁判があったこと⁽²⁵⁾/譲渡所得の⁽²⁴⁾/私人間⁽²⁴⁾/株式等に係る⁽²³⁾/過納付⁽²³⁾/時機に後れた攻撃⁽²²⁾/ほ脱し⁽²²⁾/不動産貸付業⁽²¹⁾/税務署長又⁽²¹⁾/更正すべき理由がない旨の⁽²⁰⁾/答述等⁽²⁰⁾/延滞税額⁽¹⁹⁾/対価額⁽¹⁹⁾/課されるべき消費税額⁽¹⁸⁾/事業場所⁽¹⁸⁾/判決と同一の効力⁽¹⁶⁾/使用人として⁽¹⁶⁾/不合理性⁽¹⁶⁾/相続時点⁽¹⁶⁾/接面し⁽¹⁶⁾/株主として⁽¹⁵⁾/肉用牛売却証明書類⁽¹⁴⁾/真にやむを得ない⁽¹⁴⁾/商工会員⁽¹⁴⁾/報酬金額⁽¹⁴⁾/歯科医療⁽¹⁴⁾/収入の⁽¹⁴⁾/調査手続き⁽¹³⁾/買取り等の⁽¹³⁾/欠損金又⁽¹³⁾/納付すべきこととなった⁽¹²⁾/対価を得て継続的⁽¹²⁾/償却費として⁽¹²⁾/参加入国⁽¹²⁾/第10⁽¹²⁾/相続の開始があったこと⁽¹¹⁾/受取配当等の⁽¹¹⁾/消費税課税⁽¹¹⁾/収入を得るために⁽¹⁰⁾/不動産取得税額⁽¹⁰⁾/団体として⁽¹⁰⁾/重加算税額⁽¹⁰⁾/第13項⁽¹⁰⁾/調査時点⁽¹⁰⁾/預託金額⁽¹⁰⁾/財産を⁽¹⁰⁾/先物取引に係る雑所得の金額⁽⁹⁾/連帯保証人間⁽⁹⁾/地価税法⁽⁹⁾/租税法⁽⁹⁾/権利を⁽⁹⁾/滞納国⁽⁹⁾/法定申告期限から5年間⁽⁸⁾/仕入れに係る消費税額⁽⁸⁾/見舞金相当額⁽⁸⁾/譲渡所得税額⁽⁸⁾/かっこ書き⁽⁸⁾/慰謝料額⁽⁸⁾/第16項⁽⁸⁾/電力料金⁽⁸⁾/預入金額⁽⁸⁾/税制度⁽⁸⁾/適用を受けようとする者⁽⁷⁾/納付すべきこととなる⁽⁷⁾/源泉徴収されるべき⁽⁷⁾/上場株式等に係る⁽⁷⁾/土地の上に存する⁽⁷⁾/不納付加算税額⁽⁷⁾/県税事務所長⁽⁷⁾/各相続人間⁽⁷⁾/土地重課税⁽⁷⁾/役員として⁽⁷⁾/会員証書⁽⁷⁾/売上帳端⁽⁷⁾/旧法人税⁽⁷⁾/終了時点⁽⁷⁾/設定時期⁽⁷⁾/調査について必要のあるとき⁽⁶⁾/役務の提供を主たる⁽⁶⁾/中国企業所得税額⁽⁶⁾/土地譲渡益重課税⁽⁶⁾/外貨建借入金相⁽⁶⁾/自動車重量税法⁽⁶⁾/対価としての⁽⁶⁾/申告所得税額⁽⁶⁾/【他489件】</p>
1000_512 第2階級	586	<p>電話代金⁽²⁾/青果物類⁽²⁾/飲食店舗⁽²⁾/駐車場所⁽²⁾/不正当⁽²⁾/不正義⁽²⁾/事業を⁽²⁾/再開⁽²⁾/利用日⁽²⁾/割賦払⁽²⁾/労働費⁽²⁾/同一の⁽²⁾/地域間⁽²⁾/契約料⁽²⁾/学会費⁽²⁾/実親子⁽²⁾/弁護士⁽²⁾/支出日⁽²⁾/支給前⁽²⁾/有利息⁽²⁾/期間の⁽²⁾/業とし⁽²⁾/注文日⁽²⁾/特殊の⁽²⁾/第13⁽²⁾/第23⁽²⁾/第38⁽²⁾/管理業⁽²⁾/総利益⁽²⁾/課税後⁽²⁾/譲渡書⁽²⁾/買受権⁽²⁾/貸室料⁽²⁾/金額表⁽²⁾/長寿会⁽²⁾/不合⁽²⁾/分売⁽²⁾/土曜⁽²⁾/官名⁽²⁾/所外⁽²⁾/防府⁽²⁾/事業の用に供されることなく取り壊されているの⁽¹⁾/人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者⁽¹⁾/人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲⁽¹⁾/公益を目的とする事業の用に供していない場合⁽¹⁾/その相続の開始のあったことを知った日⁽¹⁾/支出した日の属する事業年度の終了の日⁽¹⁾/研究開発費及びソフトウェアの会計処理⁽¹⁾/指定介護予防特定施設入居者生活介護⁽¹⁾/特定上場株式等に係る譲渡所得等の⁽¹⁾/納税者の責めに帰すことのできない⁽¹⁾/財産に関する帳簿書類その他の物件⁽¹⁾/先行取得資産に係る買換えの特例⁽¹⁾/収入を得るために直接要した金額⁽¹⁾/固定資産課税台帳登録事項証明書⁽¹⁾/敷地の用に供されていることから⁽¹⁾/相続開始があったことを知った日⁽¹⁾/調査について必要があると認めて⁽¹⁾/通常取引されると認められる株式⁽¹⁾/非木造家屋経年減点補正率基準表⁽¹⁾/事業の用に供さなくなった理由⁽¹⁾/処分があったことを知ったこと⁽¹⁾/労務その他の役務の提供の対価⁽¹⁾/収入を得るために支出した費用⁽¹⁾/居住の用に供さなくなったとき⁽¹⁾/最初連結親法人事業年度の開始⁽¹⁾/決定があるべきことを十分に知⁽¹⁾/給与所得において業務独占資格⁽¹⁾/通貨オプション取引事前確認書⁽¹⁾/その他の資産の譲渡等の対価⁽¹⁾/仕入税額控除に関する明細書⁽¹⁾/価値を失ったことにより損失⁽¹⁾/償却額の計算に関する明細書⁽¹⁾/判決と同一の効力を有する旨⁽¹⁾/収入を得るために必要な費用⁽¹⁾/収入を得るために用いられる⁽¹⁾/土地の無償返還に関する届出⁽¹⁾/小規模多機能型居宅介護施設⁽¹⁾/【他508件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの (ただし、同じ認識回数では文字数のより多い順)
1000_512 第3階級	586	<p>新借地権の設定⁽¹⁾/新設分割の効力⁽¹⁾/旧市街地改造法⁽¹⁾/旧耐用年数通達⁽¹⁾/価額総額の評価⁽¹⁾/更正があった日⁽¹⁾/更正及び再更正⁽¹⁾/書面による契約⁽¹⁾/期限内申告書を⁽¹⁾/未納税法人税額⁽¹⁾/本人確認記録票⁽¹⁾/本来の相続税額⁽¹⁾/本来の職務執行⁽¹⁾/条件変更承諾料⁽¹⁾/架空業務委託費⁽¹⁾/株券電子化会社⁽¹⁾/株式を市場価格⁽¹⁾/株式価額の低下⁽¹⁾/株式等売買損益⁽¹⁾/株式譲渡損失額⁽¹⁾/業務委託費差額⁽¹⁾/権利義務の確定⁽¹⁾/残余財産請求権⁽¹⁾/残存期間の定め⁽¹⁾/法人がある資産⁽¹⁾/法定相続人全員⁽¹⁾/海運代理店業務⁽¹⁾/消費税還付請求⁽¹⁾/消費者金融会社⁽¹⁾/清算分割請求権⁽¹⁾/無人時間貸車⁽¹⁾/無償返還予定地⁽¹⁾/無効確認の利益⁽¹⁾/無形資産の使用⁽¹⁾/照会事項 (工)⁽¹⁾/物納財産の収納⁽¹⁾/特例物納許可額⁽¹⁾/特例譲渡予定地⁽¹⁾/特定商品取引法⁽¹⁾/特定寄附金の額⁽¹⁾/特定市街化区域⁽¹⁾/特許権侵害訴訟⁽¹⁾/独占的支配権能⁽¹⁾/独立企業の原則⁽¹⁾/生命保険受取人⁽¹⁾/生命保険契約者⁽¹⁾/生命保険積立金⁽¹⁾/申出があった日⁽¹⁾/直接審査請求人⁽¹⁾/相当の地代の額⁽¹⁾/相当の期間内⁽¹⁾/相続税申告書類⁽¹⁾/相続税路線価額⁽¹⁾/相続開始の前日⁽¹⁾/相続開始の時期⁽¹⁾/知り得べく状態⁽¹⁾/砂利採取区域内⁽¹⁾/確定した対価額⁽¹⁾/確定申告の承認⁽¹⁾/確定申告還付金⁽¹⁾/私法上の法制度⁽¹⁾/私生活上の利益⁽¹⁾/租税法上の行為⁽¹⁾/税務会計事務所⁽¹⁾/税理士補助業務⁽¹⁾/立退移転補償金⁽¹⁾/第三者に立会い⁽¹⁾/簿外現金出納帳⁽¹⁾/精神障害者福祉⁽¹⁾/納税申告の勤奨⁽¹⁾/累積損金不算入⁽¹⁾/組織法上の効果⁽¹⁾/経済的対応関係⁽¹⁾/給与事務担当者⁽¹⁾/給料支払請求権⁽¹⁾/臨時特別措置法⁽¹⁾/臨時駐車場収入⁽¹⁾/自走式二段立体⁽¹⁾/被相続人と住所⁽¹⁾/被相続人と生計⁽¹⁾/被相続人と親族⁽¹⁾/被相続人の居住⁽¹⁾/記載しない帳簿⁽¹⁾/許可があった日⁽¹⁾/詐偽その他不正⁽¹⁾/課せられた贈与⁽¹⁾/課税価格の決定⁽¹⁾/課税最低限度額⁽¹⁾/課税決定通知書⁽¹⁾/課税関係の終了⁽¹⁾/調査時提出書類⁽¹⁾/【他 495件】</p>
1000_512 第4階級	586	<p>工事の終了⁽¹⁾/工事指導料⁽¹⁾/工事監理費⁽¹⁾/工事着手金⁽¹⁾/差押処分⁽¹⁾/市街地価格⁽¹⁾/建物用敷地⁽¹⁾/建物譲渡損⁽¹⁾/建築工事費⁽¹⁾/建築施工業⁽¹⁾/建築計画表⁽¹⁾/弁政連関連⁽¹⁾/弁済の猶予⁽¹⁾/弁済士名簿⁽¹⁾/引当不足額⁽¹⁾/引渡しない⁽¹⁾/当期未処理⁽¹⁾/当然加入制⁽¹⁾/形式的理由⁽¹⁾/従事者ごと⁽¹⁾/従前と比べ⁽¹⁾/従前の相続⁽¹⁾/従業員教育⁽¹⁾/戸建住宅用⁽¹⁾/所得名義人⁽¹⁾/所得税債務⁽¹⁾/所得税確定⁽¹⁾/所得補償金⁽¹⁾/手数料方式⁽¹⁾/扶養配偶者⁽¹⁾/技術使用权⁽¹⁾/技術的判断⁽¹⁾/投資信託⁽¹⁾/投資受益権⁽¹⁾/担保権抹消⁽¹⁾/担保権確保⁽¹⁾/招集手続き⁽¹⁾/控除保険料⁽¹⁾/控除外国税⁽¹⁾/支払予定額⁽¹⁾/支払事務所⁽¹⁾/支払可能額⁽¹⁾/支給取消⁽¹⁾/支給年月日⁽¹⁾/改正税法⁽¹⁾/放棄の効力⁽¹⁾/整理手続き⁽¹⁾/新たな事由⁽¹⁾/新たな取得⁽¹⁾/新たに事実⁽¹⁾/新年会費用⁽¹⁾/新幹線代金⁽¹⁾/施行日の後⁽¹⁾/施行日以前⁽¹⁾/旅館用建物⁽¹⁾/日本銀行法⁽¹⁾/更新請求権⁽¹⁾/更正の利益⁽¹⁾/更正の権限⁽¹⁾/書面による⁽¹⁾/最高価申込⁽¹⁾/期間満了前⁽¹⁾/未納付税額⁽¹⁾/未計上利益⁽¹⁾/東京都心部⁽¹⁾/株式取得者⁽¹⁾/株式投資家⁽¹⁾/棚卸資産額⁽¹⁾/検査報告書⁽¹⁾/業としない⁽¹⁾/業務に関し⁽¹⁾/業務主責任⁽¹⁾/業務用機械⁽¹⁾/業務関連費⁽¹⁾/概況報告書⁽¹⁾/構造計算書⁽¹⁾/標準住宅地⁽¹⁾/機械、装置⁽¹⁾/機械工業会⁽¹⁾/正当な注意⁽¹⁾/歯科医療用⁽¹⁾/比準経費率⁽¹⁾/民事制定法⁽¹⁾/民事更生法⁽¹⁾/民法の規定⁽¹⁾/法済手続き⁽¹⁾/法人の責任⁽¹⁾/法的関連性⁽¹⁾/海外勤務地⁽¹⁾/消費税等分⁽¹⁾/清算報告書⁽¹⁾/清算終了時⁽¹⁾/源泉控除金⁽¹⁾/準備的行為⁽¹⁾/災害減免額⁽¹⁾/為替差損額⁽¹⁾/物上保証等⁽¹⁾/物品販売場⁽¹⁾/特別な施設⁽¹⁾/特別徴収金⁽¹⁾/特別裁判所⁽¹⁾/特許権利者⁽¹⁾/独自の権利⁽¹⁾/現受け決済⁽¹⁾/生計の維持⁽¹⁾/申告手数料⁽¹⁾/申請手続き⁽¹⁾/異なる効果⁽¹⁾/異なる変更⁽¹⁾/異なる費用⁽¹⁾/病気見舞金⁽¹⁾/発令通知書⁽¹⁾/【他 474件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数の多い順）
1000_512 第5階級	589	<p>投資時期⁽¹⁾/投資財産⁽¹⁾/抽出資料⁽¹⁾/担保価格⁽¹⁾/担保取引⁽¹⁾/拒否事由⁽¹⁾/指定管理⁽¹⁾/控除漏れ⁽¹⁾/推計基準⁽¹⁾/提供行為⁽¹⁾/提出主義⁽¹⁾/換算所得⁽¹⁾/換算金額⁽¹⁾/損失概念⁽¹⁾/損失者間⁽¹⁾/損益処理⁽¹⁾/支払う者⁽¹⁾/支払主体⁽¹⁾/支払割合⁽¹⁾/支援手当⁽¹⁾/支給ごと⁽¹⁾/支給の額⁽¹⁾/支給内容⁽¹⁾/支給控除⁽¹⁾/支給時間⁽¹⁾/支配実態⁽¹⁾/支配権限⁽¹⁾/新会員証⁽¹⁾/新借地権⁽¹⁾/新契約書⁽¹⁾/新築登記⁽¹⁾/施工工事⁽¹⁾/施設計画⁽¹⁾/日数割合⁽¹⁾/日本郵便⁽¹⁾/旧相続人⁽¹⁾/是正処理⁽¹⁾/時点損益⁽¹⁾/更新期限⁽¹⁾/更正等分⁽¹⁾/最低税率⁽¹⁾/期間管理⁽¹⁾/未納付税⁽¹⁾/材料費額⁽¹⁾/条件付け⁽¹⁾/条件修正⁽¹⁾/株主名帳⁽¹⁾/株式又は⁽¹⁾/株式売却⁽¹⁾/株式契約⁽¹⁾/株式委託⁽¹⁾/案内文書⁽¹⁾/検査制度⁽¹⁾/業務経歴⁽¹⁾/構成比率⁽¹⁾/構造変更⁽¹⁾/標準分類⁽¹⁾/標準算定⁽¹⁾/標準金利⁽¹⁾/権利停止⁽¹⁾/機械部分⁽¹⁾/欠損金の⁽¹⁾/死亡事実⁽¹⁾/比準修正⁽¹⁾/比較障害⁽¹⁾/決定権限⁽¹⁾/決済事項⁽¹⁾/決済時期⁽¹⁾/決算期首⁽¹⁾/決算法人⁽¹⁾/決議内容⁽¹⁾/法人税課⁽¹⁾/法定申告⁽¹⁾/法律形態⁽¹⁾/法的負担⁽¹⁾/法的財産⁽¹⁾/海外事業⁽¹⁾/消滅法人⁽¹⁾/消費者等⁽¹⁾/清算損失⁽¹⁾/清算業務⁽¹⁾/清算課税⁽¹⁾/減免決定⁽¹⁾/測量図面⁽¹⁾/源泉所得⁽¹⁾/源泉納付⁽¹⁾/無償交換⁽¹⁾/無利息割⁽¹⁾/無許可業⁽¹⁾/物品税額⁽¹⁾/特別地代⁽¹⁾/特別課税⁽¹⁾/特定区分⁽¹⁾/特定団体⁽¹⁾/猶予決議⁽¹⁾/現に所有⁽¹⁾/現地事務⁽¹⁾/現金回収⁽¹⁾/理事長又⁽¹⁾/理由制限⁽¹⁾/生活口座⁽¹⁾/生産委託⁽¹⁾/申告口座⁽¹⁾/申告書の⁽¹⁾/申告資料⁽²⁾/申請義務⁽¹⁾/申込期日⁽¹⁾/異議権者⁽¹⁾/発生債権⁽¹⁾/発生場所⁽¹⁾/発生日時⁽¹⁾/発生費用⁽¹⁾/登記内容⁽¹⁾/登記持分⁽¹⁾/登記日付⁽¹⁾/登記業務⁽¹⁾/登記関係⁽¹⁾/登録金額⁽¹⁾/登録内容⁽¹⁾/監査対策⁽¹⁾/監査費用⁽¹⁾/目的事項⁽¹⁾/相続価額⁽¹⁾/相続単位⁽¹⁾/相続課税⁽¹⁾ /【他 464件】</p>
500_1024 第1階級	695	<p>第35⁽²²²⁾/第14⁽¹⁴⁶⁾/第12⁽⁹⁴⁾/第28⁽⁷²⁾/第19⁽²²⁾/旧法人税法⁽¹²⁾/称制⁽¹²⁾/氏統⁽¹¹⁾/裁判があったことを知ったもの⁽¹⁰⁾/相当の期間内⁽¹⁰⁾/第27⁽¹⁰⁾/第12項⁽⁹⁾/1口当たり⁽⁸⁾/船食業者⁽⁸⁾/買取り等の申出のあった日⁽⁷⁾/価額に相当する価額⁽⁷⁾/取得した時期⁽⁷⁾/取立金額⁽⁷⁾/税務に関する専門的知識⁽⁶⁾/居住の用に供するため⁽⁶⁾/外貨建借入金相当⁽⁶⁾/本来納付すべき⁽⁶⁾/管理委託料⁽⁶⁾/滞納金額⁽⁶⁾/貸付金又⁽⁶⁾/費差額⁽⁶⁾/裁判があったことを知った⁽⁵⁾/納税義務の適正な履行⁽⁵⁾/適用を受けるべき⁽⁵⁾/滞納者以外の者⁽⁵⁾/取引委託契約⁽⁵⁾/第23条2項⁽⁵⁾/医療事業⁽⁵⁾/収入時期⁽⁵⁾/第19項⁽⁵⁾/追納付⁽⁶⁾/青色⁽⁵⁾/寄附金の損金不算入額⁽⁴⁾/土地の賃借権の設定⁽⁴⁾/給与所得の源泉徴収⁽⁴⁾/固定資産の譲渡等⁽⁴⁾/貸付金返還請求権⁽⁴⁾/分割方法の指定⁽⁴⁾/年金給付の総額⁽⁴⁾/業務についての⁽⁴⁾/特に有利な価額⁽⁴⁾/損害賠償訴訟⁽⁴⁾/支払った時点⁽⁴⁾/相続人が承継⁽⁴⁾/資産の取得に⁽⁴⁾/取得の時期⁽⁴⁾/合理的資料⁽⁴⁾/本来の用法⁽⁴⁾/経理保険料⁽⁴⁾/給料手当て⁽⁴⁾/被保険車両⁽⁴⁾/個人資金⁽⁴⁾/償還時点⁽⁴⁾/前橋市長⁽⁴⁾/取引会社⁽⁴⁾/対象事項⁽⁴⁾/対象金額⁽⁴⁾/年度ごと⁽⁴⁾/第18項⁽⁴⁾/第18⁽⁴⁾/相続の開始があったことを知ったもの⁽³⁾/民法の規定による相続分の割合⁽³⁾/所得税の確定申告書の提出⁽³⁾/退職により支払われたもの⁽³⁾/適用を受けようとする場合⁽³⁾/本来の納税義務者以外⁽³⁾/譲渡の時における価額⁽³⁾/適用を受けるべきもの⁽³⁾/課税仕入れ等に係る⁽³⁾/株主としての権利⁽³⁾/相続税の申告納付⁽³⁾/相続税の連帯納付⁽³⁾/贈与税の申告手続⁽³⁾/選択不適用届出書⁽³⁾/遺留分減殺請求書⁽³⁾/不動産賃貸契約⁽³⁾/交付を受けた者⁽³⁾/使用者以外の者⁽³⁾/原則としながら⁽³⁾/国に対する請求⁽³⁾/実質所得者課税⁽³⁾/課税売上高割合⁽³⁾/不動産鑑定業⁽³⁾/事実上の合意⁽³⁾/債権差押通知⁽³⁾/合理的な事情⁽³⁾/売上げに係る⁽³⁾/委任契約締結⁽³⁾/実質的当事者⁽³⁾ /【他 601件】</p>

言語モデル 5 分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数のより多い順）
500_1024 第 2 階級	695	<p>中小企業緊急雇用安定助成金⁽¹⁾/仕入れに係る消費税額の特例⁽¹⁾/外国為替取引口座開設申込書⁽¹⁾/外部からうかがい得るような⁽¹⁾/宅地建物取引主任者資格試験⁽¹⁾/居住の用に供されなくなった⁽¹⁾/履行の確実と認められる債務⁽¹⁾/所有権移転登記請求権仮登記⁽¹⁾/指定特定施設入居者生活介護⁽¹⁾/控除を受けることはできない⁽¹⁾/欠損金額の繰戻しによる還付⁽¹⁾/納付すべきこととされるもの⁽¹⁾/自己の居住の用に供している⁽¹⁾/判決があったことを知ったと⁽¹⁾/貸倒れに係る消費税額の控除⁽¹⁾/通増定期保険特約付定期保険⁽¹⁾/非木造家屋経年減点補正率表⁽¹⁾/上場株式等の配当等の金額⁽¹⁾/事業の用に供している割合⁽¹⁾/事業の用に供している資産⁽¹⁾/先行取得資産に係る買換え⁽¹⁾/公法上の不当利得返還請求⁽¹⁾/公益を目的とする事業の用⁽¹⁾/効力を失うことになるもの⁽¹⁾/収入を得るために支出した⁽¹⁾/取用等に係る資産の買取り⁽¹⁾/取得予定資産明細書の添付⁽¹⁾/引き続き居住の用に供する⁽¹⁾/時効の利益を受けるべき者⁽¹⁾/決定があるべきことを十分⁽¹⁾/生活の保護に寄与すること⁽¹⁾/申告期限後 3 年以内の分割⁽¹⁾/相続開始時の相続税評価額⁽¹⁾/確定判決の効力が生じた時⁽¹⁾/確定申告書等作成システム⁽¹⁾/算定の基礎となるべき事実⁽¹⁾/買取りの申出があったこと⁽¹⁾/貸倒引当金繰入限度超過額⁽¹⁾/適用に関する明細書の添付⁽¹⁾/インセンティブ再配賦額⁽¹⁾/インセンティブ資本勘定⁽¹⁾/インターネット接続料金⁽¹⁾/ジャスダック証券取引所⁽¹⁾/ベトナム社会主義共和国⁽¹⁾/上場有価証券等以外株式⁽¹⁾/不動産長期譲渡所得金額⁽¹⁾/不相当に高額な部分の額⁽¹⁾/事前通知を要しない理由⁽¹⁾/保有個人情報開示請求書⁽¹⁾/償うことができない損害⁽¹⁾/取得のために要した費用⁽¹⁾/台帳価格により難い程度⁽¹⁾/土地区画整理事業施行者⁽¹⁾/外国為替証拠金取引業者⁽¹⁾/子会社発行済株式の総数⁽¹⁾/延滞税の計算期間の日数⁽¹⁾/所得税の非課税承認申請⁽¹⁾/所有権移転登記の申請書⁽¹⁾/扶養義務者費用徴収基準⁽¹⁾/損金不払金額の計算方法⁽¹⁾/東日本大震災による被害⁽¹⁾/民法による相続分の割合⁽¹⁾/源泉徴収を要しない金額⁽¹⁾/【他 632 件】</p>
500_1024 第 3 階級	695	<p>保険料領収書⁽¹⁾/保険金支払額⁽¹⁾/信用情報機関⁽¹⁾/信託契約締結⁽¹⁾/修正前契約書⁽¹⁾/個人所得課税⁽¹⁾/個人間の贈与⁽¹⁾/個別の必要性⁽¹⁾/個別鑑定評価⁽¹⁾/借地権の移転⁽¹⁾/債務整理費用⁽¹⁾/債務者適格性⁽¹⁾/債権放棄契約⁽¹⁾/債権譲渡取引⁽¹⁾/債権譲渡承諾⁽¹⁾/償却額の計算⁽¹⁾/償還金相当額⁽¹⁾/元本の受益権⁽¹⁾/元本返済方法⁽¹⁾/元社員税理士⁽¹⁾/免許拒否処分⁽¹⁾/公売対象財産⁽¹⁾/公害防止計画⁽¹⁾/公正ナル価格⁽¹⁾/公法上の処分⁽¹⁾/公法上の契約⁽¹⁾/共同事業者間⁽¹⁾/共同使用部分⁽¹⁾/共同施行方式⁽¹⁾/共同生活期間⁽¹⁾/共同社員旅行⁽¹⁾/共同開発契約⁽¹⁾/内装工事費用⁽¹⁾/再分割協議書⁽¹⁾/再委託の禁止⁽¹⁾/再建計画期間⁽¹⁾/再生計画変更⁽¹⁾/処分代金債権⁽¹⁾/処分要件事実⁽¹⁾/処理委託契約⁽¹⁾/出納等明細書⁽¹⁾/出資持分放棄⁽¹⁾/分割対価の額⁽¹⁾/分離先物取引⁽¹⁾/刑事事件書類⁽¹⁾/判断基準時点⁽¹⁾/別表第一 1 0⁽¹⁾/利子税相当額⁽¹⁾/利用実態調査⁽¹⁾/利用許諾要素⁽¹⁾/利益積立金又⁽¹⁾/利益配分割合⁽¹⁾/制限納税義務⁽¹⁾/剰余金の配分⁽¹⁾/労働者の募集⁽¹⁾/医療費負担者⁽¹⁾/匿名組合事業⁽¹⁾/単なる案内役⁽¹⁾/厚生労働省医⁽¹⁾/収入金額割合⁽¹⁾/収益対応基準⁽¹⁾/取付工事費用⁽¹⁾/取引運送収入⁽¹⁾/受任者の死亡⁽¹⁾/受取利息収入⁽¹⁾/受益者の意思⁽¹⁾/受領事業年度⁽¹⁾/司法書士資格⁽¹⁾/各相続人名義⁽¹⁾/合理的な計算⁽¹⁾/同一の委託者⁽¹⁾/同意する旨の⁽¹⁾/同業者比準法⁽¹⁾/同業者比準率⁽¹⁾/商品代金債権⁽¹⁾/商品販売債権⁽¹⁾/商業協同組合⁽¹⁾/固定資産税法⁽¹⁾/固定資産課税⁽¹⁾/国内関連企業⁽¹⁾/国家賠償債務⁽¹⁾/国家賠償義務⁽¹⁾/国庫補助金又⁽¹⁾/国民健康条例⁽¹⁾/土地使用貸借⁽¹⁾/土地売買予約⁽¹⁾/地代収受割合⁽¹⁾/地方税の還付⁽¹⁾/執行対象財産⁽¹⁾/基準人口比率⁽¹⁾/基準年度ごと⁽¹⁾/増差所得税額⁽¹⁾/売上記帳割合⁽¹⁾/売却代金債権⁽¹⁾/売却委任契約⁽¹⁾/売買事例価額⁽¹⁾/変更許可申請⁽¹⁾/外国人登録法⁽¹⁾/大学設置許可⁽¹⁾/大学設置認可⁽¹⁾/【他 595 件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数のより多い順）
500_1024 第4階級	695	<p>慰謝料債務⁽¹⁾/慶弔福金⁽¹⁾/所得の実態⁽¹⁾/所得の配当⁽¹⁾/所得申告書⁽¹⁾/所得税計算⁽¹⁾/所有権帰属⁽¹⁾/手形債権者⁽¹⁾/承諾料収入⁽¹⁾/承諾期間中⁽¹⁾/抵当債権者⁽¹⁾/担保の方法⁽¹⁾/担保抹消料⁽¹⁾/指定相談官⁽¹⁾/指定製作業⁽¹⁾/指定通知書⁽¹⁾/接待内訳書⁽¹⁾/控除対象性⁽¹⁾/推定路線価⁽¹⁾/提供の時期⁽¹⁾/損益見込み⁽¹⁾/損金報告書⁽¹⁾/携帯電話機⁽¹⁾/支出の相手⁽¹⁾/支払うべく⁽¹⁾/支払催告書⁽¹⁾/政策的規定⁽¹⁾/教育事務所⁽¹⁾/教育指導料⁽¹⁾/敷地権割合⁽¹⁾/敷金保証金⁽¹⁾/文書收受印⁽¹⁾/文書所持人⁽¹⁾/新規不動産⁽¹⁾/新規従業員⁽¹⁾/施設預託金⁽¹⁾/旅費精算書⁽¹⁾/旧税理士法⁽¹⁾/明示的指定⁽¹⁾/明細ノート⁽¹⁾/時価の時価⁽¹⁾/時価認定額⁽¹⁾/時間的割合⁽¹⁾/普及補助料⁽¹⁾/書類作成費⁽¹⁾/最終加工業⁽¹⁾/最終返済日⁽¹⁾/期末在庫品⁽¹⁾/期間の行為⁽¹⁾/期間満了日⁽¹⁾/期間経過分⁽¹⁾/未分割申告⁽¹⁾/未払交通費⁽¹⁾/未払仲介料⁽¹⁾/未払報酬金⁽¹⁾/架空売上高⁽¹⁾/株主の帰属⁽¹⁾/株式優待金⁽¹⁾/株式取得額⁽¹⁾/根拠当債務⁽¹⁾/収収報告書⁽¹⁾/業務の禁止⁽¹⁾/業務代理人⁽¹⁾/業務外死亡⁽¹⁾/業務対価性⁽¹⁾/業務用車両⁽¹⁾/業者登録票⁽¹⁾/概算控除額⁽¹⁾/構成指導料⁽¹⁾/構築物ごと⁽¹⁾/標準地価格⁽¹⁾/標準評点表⁽¹⁾/権利の成立⁽¹⁾/権利義務者⁽¹⁾/権利金支払⁽¹⁾/欠損金控除⁽¹⁾/正常の取引⁽¹⁾/正当な価額⁽¹⁾/正当な時価⁽¹⁾/正当な機関⁽¹⁾/歯科医師業⁽¹⁾/歯科矯正医⁽¹⁾/残余財産⁽¹⁾/基準対象地⁽¹⁾/求償債権者⁽¹⁾/決算準備表⁽¹⁾/治療の性質⁽¹⁾/法人の範囲⁽¹⁾/法人の計算⁽¹⁾/法人等事業⁽¹⁾/法令の効力⁽¹⁾/法定申告期⁽¹⁾/法律の効力⁽¹⁾/法律適合性⁽¹⁾/法的主体性⁽¹⁾/法的支配力⁽¹⁾/法的確実性⁽¹⁾/派遣利用料⁽¹⁾/海上自衛隊⁽¹⁾/海外旅行費⁽¹⁾/海外管理費⁽¹⁾/海外輸出業⁽¹⁾/消滅の範囲⁽¹⁾/消費税債務⁽¹⁾/清算の開始⁽¹⁾/減額請求権⁽¹⁾/測量調査費⁽¹⁾/源泉徴収者⁽¹⁾/準ずる処分⁽¹⁾/準備期間中⁽¹⁾/準備的工事⁽¹⁾/滞納所得税⁽¹⁾ 【他 583件】</p>
500_1024 第5階級	697	<p>新破産法⁽¹⁾/新規資産⁽¹⁾/新規購入⁽¹⁾/施工費用⁽¹⁾/施行決定⁽¹⁾/施術料金⁽¹⁾/既存船舶⁽¹⁾/日常業務⁽¹⁾/早期納付⁽¹⁾/旭川市民⁽¹⁾/旭川市長⁽¹⁾/普通契約⁽¹⁾/更正決議⁽¹⁾/最終期限⁽¹⁾/最終株価⁽¹⁾/最高額法⁽¹⁾/有償委任⁽¹⁾/期末一括⁽¹⁾/期間中断⁽¹⁾/未収措置⁽¹⁾/未払期間⁽¹⁾/未納期間⁽¹⁾/架空伝票⁽¹⁾/架空販売⁽¹⁾/査定不能⁽¹⁾/株主以外⁽¹⁾/株主法人⁽¹⁾/株価比率⁽¹⁾/株式代金⁽¹⁾/株式会員⁽¹⁾/根拠事由⁽¹⁾/根拠基準⁽¹⁾/船卸過少⁽¹⁾/検査基準⁽¹⁾/業務従事⁽¹⁾/業務性質⁽¹⁾/業務決定⁽¹⁾/業務部門⁽¹⁾/概算請求⁽¹⁾/構成機器⁽¹⁾/構成機関⁽¹⁾/構造ごと⁽¹⁾/構造基準⁽¹⁾/権利登記⁽¹⁾/機能価値⁽¹⁾/機能停止⁽¹⁾/欠損企業⁽¹⁾/欠損申告⁽¹⁾/死亡時又⁽¹⁾/残余金額⁽¹⁾/残補償金⁽¹⁾/比準山林⁽¹⁾/比準年度⁽¹⁾/比較資料⁽¹⁾/民事局長⁽¹⁾/水産製品⁽¹⁾/水資源局⁽¹⁾/求人広告⁽¹⁾/決算表示⁽¹⁾/決算金額⁽¹⁾/法人企業⁽¹⁾/法人格者⁽¹⁾/法人経営⁽¹⁾/法人職員⁽¹⁾/法人資産⁽¹⁾/法定多数⁽¹⁾/法律制度⁽¹⁾/法律条項⁽¹⁾/法律根拠⁽¹⁾/法的資格⁽¹⁾/消費の時⁽¹⁾/消費経済⁽¹⁾/添付文書⁽¹⁾/清算処分⁽¹⁾/清算状況⁽¹⁾/清算義務⁽¹⁾/清算金の⁽¹⁾/減価事由⁽¹⁾/減免制度⁽¹⁾/減免期間⁽¹⁾/減額確認⁽¹⁾/源泉選択⁽¹⁾/準備工程⁽¹⁾/準備提出⁽¹⁾/滞納資料⁽¹⁾/火葬費用⁽¹⁾/為替決済⁽¹⁾/無価値物⁽¹⁾/無償融資⁽¹⁾/焼却業務⁽¹⁾/物件調査⁽¹⁾/物的費用⁽¹⁾/特例業者⁽¹⁾/特例機器⁽¹⁾/特別免許⁽¹⁾/特別利用⁽¹⁾/特別収益⁽¹⁾/特別立法⁽¹⁾/特定の額⁽¹⁾/特定区域⁽¹⁾/特定店舗⁽¹⁾/特定貨物⁽¹⁾/特定路線⁽¹⁾/状況判断⁽¹⁾/状況確認⁽¹⁾/状況調査⁽¹⁾/猶予国税⁽¹⁾/現物取得⁽¹⁾/現金收受⁽¹⁾/現金配当⁽¹⁾/生活妨害⁽¹⁾/生活情報⁽¹⁾/生活相談⁽¹⁾/申告ごと⁽¹⁾/申告名義⁽¹⁾/申込口座⁽¹⁾/異なる税⁽¹⁾/病院用地⁽¹⁾/発行名義⁽¹⁾/発行期日⁽¹⁾/登記経過⁽¹⁾/登録処分⁽¹⁾/登録手続⁽¹⁾/登録面積⁽¹⁾/監査要件⁽¹⁾ 【他 572件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの (ただし、同じ認識回数では文字数の多い順)
200_2048 第1階級	1,834	<p>第37⁽³³⁴⁾/不可能又⁽¹²⁹⁾/第22⁽⁶⁸⁾/総収入金額に算入⁽³⁴⁾/第20⁽³²⁾/取得した日⁽³⁰⁾/第24⁽³⁰⁾/一般人⁽²³⁾/支払金⁽²³⁾/申告書の提出⁽²²⁾/第16⁽¹⁹⁾/外国産原⁽¹⁸⁾/法規定⁽¹⁸⁾/確定した時⁽¹⁸⁾/課税仕入れに係る支払対価⁽¹⁷⁾/譲渡所得の基因⁽¹⁷⁾/原則とし、⁽¹⁶⁾/所轄税務署管内⁽¹⁶⁾/会社財産⁽¹⁵⁾/国税通則法23条4項⁽¹⁵⁾/売買契約締結時⁽¹⁵⁾/工事収入金額⁽¹⁵⁾/更正すべき理由がない旨の通知⁽¹⁵⁾/株式等に係る譲渡所得⁽¹⁵⁾/取得額⁽¹⁴⁾/販売費、一般管理費⁽¹⁴⁾/これらに類する⁽¹³⁾/処分通知書⁽¹³⁾/収入の原因⁽¹³⁾/同様な事情⁽¹³⁾/土地価額⁽¹³⁾/月末日⁽¹³⁾/業務上の必要性⁽¹³⁾/区分所有法⁽¹²⁾/更正すべき理由のない旨の通知処分⁽¹²⁾/業務譲渡⁽¹²⁾/事実上の根拠⁽¹¹⁾/処分金⁽¹¹⁾/対象物⁽¹¹⁾/支払代金⁽¹¹⁾/月平均⁽¹¹⁾/本来所得⁽¹¹⁾/異議審理⁽¹¹⁾/税法の規定⁽¹¹⁾/継続的に行う事業⁽¹¹⁾/評価差額に対する法人税額⁽¹¹⁾/課税資産の譲渡等の時期⁽¹¹⁾/取引益⁽¹⁰⁾/国税債権者⁽¹⁰⁾/引渡しの日⁽¹⁰⁾/特定事業用資産の買換え⁽¹⁰⁾/納付所得税額⁽¹⁰⁾/組合法⁽¹⁰⁾/被相続人以外⁽¹⁰⁾/贈与金⁽¹⁰⁾/適正退職給与⁽¹⁰⁾/その他の不動産⁽⁹⁾/不動産鑑定書⁽⁹⁾/事業資産⁽⁹⁾/保管理管⁽⁹⁾/保険料経理額⁽⁹⁾/借入契約⁽⁹⁾/債権部分⁽⁹⁾/取得不動産⁽⁹⁾/死亡時点⁽⁹⁾/私法上の効果⁽⁹⁾/納税方法⁽⁹⁾/解約時⁽⁹⁾/評価時⁽⁹⁾/財産の額⁽⁹⁾/違法理由⁽⁹⁾/還付を受けるべき者⁽⁹⁾/鑑定評価基準⁽⁹⁾/事実的⁽⁸⁾/分割評価⁽⁸⁾/国内に住所を有する者⁽⁸⁾/契約証書⁽⁸⁾/所得税の納付すべき税額⁽⁸⁾/担保目的⁽⁸⁾/旧氏続⁽⁸⁾/業務上の⁽⁸⁾/登記請求権⁽⁸⁾/税額変更⁽⁸⁾/算入すべき費用⁽⁸⁾/控除⁽⁸⁾/譲渡年分⁽⁸⁾/財産関係⁽⁸⁾/贈与株式⁽⁸⁾/選定条件⁽⁸⁾/配当利益⁽⁸⁾/金銭としての性質⁽⁸⁾/預託金請求権⁽⁸⁾/不動産評価⁽⁷⁾/交付者⁽⁷⁾/代表者給与⁽⁷⁾/会計書類⁽⁷⁾/価格調査⁽⁷⁾/保険金の額⁽⁷⁾/借地権の対価⁽⁷⁾/借地権取引⁽⁷⁾/債務免除日⁽⁷⁾【他 1,733件】</p>
200_2048 第2階級	1,834	<p>売上総利益算入⁽²⁾/売上総利益額⁽²⁾/売却契約書⁽²⁾/売却条件⁽²⁾/売却物件⁽²⁾/売却行為⁽²⁾/売買事実⁽²⁾/売買原価⁽²⁾/売買実例価格方式⁽²⁾/売買市場⁽²⁾/売買残代金相当額⁽²⁾/変更制度⁽²⁾/変更認可申請⁽²⁾/外国法人立法⁽²⁾/外国税額控除規定⁽²⁾/外国親会社株式⁽²⁾/外注帳⁽²⁾/外注生産⁽²⁾/外注請求書⁽²⁾/大宴会⁽²⁾/大工事⁽²⁾/大規模土地⁽²⁾/大規模所有者⁽²⁾/契約の実行⁽²⁾/契約上の制限⁽²⁾/契約変更権⁽²⁾/契約目的⁽²⁾/契約行為⁽²⁾/契約解除日⁽²⁾/契約開始⁽²⁾/委任事項⁽²⁾/委託加工取引⁽²⁾/委託基準⁽²⁾/委託販売取引⁽²⁾/婚姻の効力⁽²⁾/婚姻法秩序維持⁽²⁾/子供室⁽²⁾/学校敷地⁽²⁾/宅地交換契約⁽²⁾/宅地利用⁽²⁾/宅地建物⁽²⁾/宅地用⁽²⁾/安全保障義務違反⁽²⁾/完了した株式⁽²⁾/完全親会社株式⁽²⁾/完成見学会⁽²⁾/完成費用⁽²⁾/宗教法人以外⁽²⁾/宗教目的活動⁽²⁾/定価表⁽²⁾/定年後⁽²⁾/実体的効果⁽²⁾/実債権⁽²⁾/実効支配⁽²⁾/実態判断⁽²⁾/実施サービス⁽²⁾/実施報酬金⁽²⁾/実施調査⁽²⁾/実測調査⁽²⁾/実現時期⁽²⁾/実現義務⁽²⁾/実行可能性⁽²⁾/実質上の保有者⁽²⁾/実質帰属者課税の原則⁽²⁾/実質的所有権⁽²⁾/実質的経営権⁽²⁾/実質給与⁽²⁾/実質負担⁽²⁾/実運送事業者⁽²⁾/実際の取得費⁽²⁾/実額算出⁽²⁾/客観化⁽²⁾/客観的な交換価額⁽²⁾/客観的な理由⁽²⁾/客観的に勘案⁽²⁾/客観的に権利⁽²⁾/客観的取引⁽²⁾/客観的時間⁽²⁾/客観的行動⁽²⁾/家事費額⁽²⁾/家事関連的⁽²⁾/家屋としての効用⁽²⁾/家屋の用途⁽²⁾/家庭生活⁽²⁾/家族労働⁽²⁾/家族単位⁽²⁾/家族従業員数⁽²⁾/家族法⁽²⁾/家族経営体⁽²⁾/家賃代収入⁽²⁾/家賃支払⁽²⁾/寄附を受ける者⁽²⁾/寄附金の交付⁽²⁾/寄附金等の額⁽²⁾/寄附金除外⁽²⁾/審判所比準価格⁽²⁾/審判所開発法⁽²⁾/審査制度⁽²⁾/審査方法⁽²⁾/審査請求前⁽²⁾/審理請求⁽²⁾/対価の⁽²⁾/対価の決定⁽²⁾/対価支払⁽²⁾/対応特許⁽²⁾【他 1,724件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数が多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数のより多い順）
200_2048 第3階級	1,834	<p>事業課税額⁽¹⁾/事業規模判断⁽¹⁾/事業費の総額⁽¹⁾/事業資金捻出⁽¹⁾/事業追加⁽¹⁾/事業開始時⁽¹⁾/事業関連支出⁽¹⁾/事業類型ごと⁽¹⁾/事由が生じたことを知った場合⁽¹⁾/事由が生じた旨⁽¹⁾/二会計年度⁽¹⁾/二時点⁽¹⁾/二期⁽¹⁾/二次⁽¹⁾/二画面⁽¹⁾/二重の制裁⁽¹⁾/二重の損失⁽¹⁾/二重売上⁽¹⁾/互助的⁽¹⁾/垂鉛⁽¹⁾/交付された日⁽¹⁾/交付に要した費用⁽¹⁾/交付を受ける権利⁽¹⁾/交付時⁽¹⁾/交付要領⁽¹⁾/交付請求書⁽¹⁾/交付通知書⁽¹⁾/交付関係⁽¹⁾/交換交渉⁽¹⁾/交換当事者⁽¹⁾/交換方法⁽¹⁾/交換率⁽¹⁾/交渉価額⁽¹⁾/交渉義務違反⁽¹⁾/交通相談⁽¹⁾/交通雑費⁽¹⁾/交際費損金不算入制度⁽¹⁾/京都店⁽¹⁾/京都府八幡市⁽¹⁾/人事課職員⁽¹⁾/人件費支給総額⁽¹⁾/人口座⁽¹⁾/人員管理⁽¹⁾/人外⁽¹⁾/人夫派遣費⁽¹⁾/人格権的権利⁽¹⁾/人格的な利益⁽¹⁾/人権配慮教育⁽¹⁾/人為的な行為⁽¹⁾/人的信頼関係⁽¹⁾/人的役務の提供の対価⁽¹⁾/人的構成⁽¹⁾/人的無限責任⁽¹⁾/人的物的資源⁽¹⁾/人的独立性⁽¹⁾/人的組織⁽¹⁾/人間の合意⁽¹⁾/介護を受ける権利⁽¹⁾/介護予防支援事業契約⁽¹⁾/介護体制⁽¹⁾/介護保護⁽¹⁾/介護保険料相当額⁽¹⁾/介護型老人ホーム⁽¹⁾/介護方針⁽¹⁾/介護生活⁽¹⁾/介護認定⁽¹⁾/仏具小売業⁽¹⁾/仕上げ業⁽¹⁾/仕事の終了⁽¹⁾/仕事用靴⁽¹⁾/仕入れに係る記載⁽¹⁾/仕入れに係る金額⁽¹⁾/仕入れに対する対価の返還⁽¹⁾/仕入れに関しての⁽¹⁾/仕入れ分⁽¹⁾/仕入れ対価の額⁽¹⁾/仕入数⁽¹⁾/仕入段ボール⁽¹⁾/仕入相殺⁽¹⁾/仕入税額控除規定⁽¹⁾/仕入資料⁽¹⁾/仕切原価差⁽¹⁾/仕訳履歴⁽¹⁾/他に職業のない⁽¹⁾/他のもの⁽¹⁾/他の事業⁽¹⁾/他の条件⁽¹⁾/他の相続人に承継⁽¹⁾/他人の居住⁽¹⁾/他人の意思⁽¹⁾/他社制⁽¹⁾/他者のために⁽¹⁾/付け方⁽¹⁾/付け替え工事の完了⁽¹⁾/付一部取消⁽¹⁾/付与した日⁽¹⁾/付与当初⁽¹⁾/付与義務違反⁽¹⁾/付保規定⁽¹⁾/付随する土地⁽¹⁾/仙台市⁽¹⁾/代位申請⁽¹⁾/代償債務の履行⁽¹⁾/代償分割の価額⁽¹⁾/代償分割債務⁽¹⁾/代替商品⁽¹⁾/代替船⁽¹⁾/代替食品⁽¹⁾ /【他 1,726件】</p>
200_2048 第4階級	1,834	<p>工事前受金⁽¹⁾/工事前渡金⁽¹⁾/工事協同組合⁽¹⁾/工事対価⁽¹⁾/工事日程⁽¹⁾/工事検査通知書⁽¹⁾/工事監督⁽¹⁾/工事目的⁽¹⁾/工事金受取証明⁽¹⁾/工具器具備品残高⁽¹⁾/工場スペース⁽¹⁾/工業団地分譲⁽¹⁾/工業地⁽¹⁾/工業技術⁽¹⁾/工業用ベントナイト⁽¹⁾/工業用原⁽¹⁾/左官工事⁽¹⁾/差入れ保証手形⁽¹⁾/差引減少⁽¹⁾/差引金額⁽¹⁾/差押えの日⁽¹⁾/差押え処分⁽¹⁾/差押え通知書⁽¹⁾/差押処分取消訴訟⁽¹⁾/差押対象債権⁽¹⁾/差金の額⁽¹⁾/差額清算特約⁽¹⁾/差額関税⁽¹⁾/市場の⁽¹⁾/市場の価格⁽¹⁾/市場の特定⁽¹⁾/市場流通性減価⁽¹⁾/市場状況⁽¹⁾/市場用建物⁽¹⁾/市場開設⁽¹⁾/市場関係者⁽¹⁾/市政⁽¹⁾/市街化区域農業地⁽¹⁾/市街地の宅地⁽¹⁾/市道工事⁽¹⁾/布施回向料⁽¹⁾/希薄性⁽¹⁾/帯納⁽¹⁾/帰宅手段⁽¹⁾/帰属原因⁽¹⁾/帰属請求人⁽¹⁾/帰属財産の範囲⁽¹⁾/帰通院⁽¹⁾/帳簿として⁽¹⁾/帳簿へ記載⁽¹⁾/帳簿不開示⁽¹⁾/帳簿付け⁽¹⁾/帳簿伝票⁽¹⁾/帳簿書類その他の事業年度⁽¹⁾/帳簿書類の写し⁽¹⁾/帳簿書類備付義務⁽¹⁾/帳簿書類提出⁽¹⁾/帳簿残高⁽¹⁾/帳簿記載額⁽¹⁾/常勤取締役会長⁽¹⁾/常時介護⁽¹⁾/常時代表者⁽¹⁾/常時協議⁽¹⁾/常時貸借⁽¹⁾/平地林⁽¹⁾/平均利息金額⁽¹⁾/平均原材料費率⁽¹⁾/平均取引額⁽¹⁾/平均同業者率⁽¹⁾/平均売上原価関係⁽¹⁾/平均客単価⁽¹⁾/平均患者数⁽¹⁾/平均敷地⁽¹⁾/平均減歩率⁽¹⁾/平均為替レート⁽¹⁾/平均的収益⁽¹⁾/平均税引前⁽¹⁾/平均種苗費⁽¹⁾/平均経常損益⁽¹⁾/平均連結営業利益率⁽¹⁾/平均雇人費⁽¹⁾/平成 年分⁽¹⁾/平成 1 2 年⁽¹⁾/平成 1 4 年⁽¹⁾/平成 1 6 年度⁽¹⁾/平成 1 6 年度⁽¹⁾/平成 2 0 年 月⁽¹⁾/平成 2 1 年 1 月⁽¹⁾/平成 2 3 年⁽¹⁾/平成 2 4 年⁽¹⁾/平成 2 5 年⁽¹⁾/平成 2 5 年⁽¹⁾/平成 2 5 年⁽¹⁾/平成 2 6 年 1 月⁽¹⁾/平成 3 1 年 5 月⁽¹⁾/平成 3 8 年⁽¹⁾/平成 5 0 年分⁽¹⁾/平等公平⁽¹⁾/平等分配⁽¹⁾/平均駐車場⁽¹⁾/年平均利率⁽¹⁾/年度価格⁽¹⁾/年末一括抜経理方式⁽¹⁾/年末調整用紙⁽¹⁾/年生⁽¹⁾/年金の範囲⁽¹⁾/年金一時払い⁽¹⁾/年金給付の⁽¹⁾ /【他 1,728件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの (ただし、同じ認識回数では文字数の多い順)
200_2048 第5階級	1,835	<p>税務上の損金⁽¹⁾/税務上の計算⁽¹⁾/税務代⁽¹⁾/税務会計業務⁽¹⁾/税務協定⁽¹⁾/税務契約書⁽¹⁾/税務立会い⁽¹⁾/税務管⁽¹⁾/税務管理課⁽¹⁾/税務署整理⁽¹⁾/税務署調査⁽¹⁾/税務関係資料⁽¹⁾/税回避⁽¹⁾/税引前当期⁽¹⁾/税引後⁽¹⁾/税抜き金額⁽¹⁾/税標準⁽¹⁾/税標準額⁽¹⁾/税率の変更⁽¹⁾/税理士の不正⁽¹⁾/税理士事務所等⁽¹⁾/税理士会会長⁽¹⁾/税理士指導⁽¹⁾/税理士業承継⁽¹⁾/税理士法人でない者⁽¹⁾/税的⁽¹⁾/税還付⁽¹⁾/税金納付義務⁽¹⁾/税金補填⁽¹⁾/税金負担額⁽¹⁾/税金還付⁽¹⁾/税関係書類⁽¹⁾/税関手続⁽¹⁾/税額以外⁽¹⁾/税額更正処分⁽¹⁾/税額算定方式⁽¹⁾/税額計算の特例⁽¹⁾/税額負担⁽¹⁾/稼働割合⁽¹⁾/稼働可能年数⁽¹⁾/稼働実態⁽¹⁾/稼働日数⁽¹⁾/積上げ⁽¹⁾/積極的な評価⁽¹⁾/積極的理由⁽¹⁾/積立負担金⁽¹⁾/積立貯金⁽¹⁾/積算表⁽¹⁾/積算過程⁽¹⁾/窓口対応⁽¹⁾/窓口引受時間⁽¹⁾/立合せ⁽¹⁾/立地調査⁽¹⁾/立替人⁽¹⁾/立替払人⁽¹⁾/立替払請求権⁽¹⁾/立替請求⁽¹⁾/立法上の⁽¹⁾/立法不作為の違法⁽¹⁾/立法実務⁽¹⁾/立法裁量権の逸脱⁽¹⁾/立竹木補償費⁽¹⁾/立退い⁽¹⁾/竣工図⁽¹⁾/競合の調整⁽¹⁾/競合性⁽¹⁾/競売市場⁽¹⁾/競売時点⁽¹⁾/競業禁止規定⁽¹⁾/競馬情報⁽¹⁾/競馬関係⁽¹⁾/第一次⁽¹⁾/第一種市街地再開発事業の用⁽¹⁾/第三⁽¹⁾/第二債務⁽¹⁾/第三国の者⁽¹⁾/第三者に関する情報⁽¹⁾/第三者以外の者⁽¹⁾/第三者対抗力⁽¹⁾/第三者所有物⁽¹⁾/第三者の審査裁決⁽¹⁾/第三者立会い⁽¹⁾/第三者退席⁽¹⁾/第五号⁽¹⁾/第六号⁽¹⁾/第四編⁽¹⁾/第1部分⁽¹⁾/第10713号⁽¹⁾/第1136号⁽¹⁾/第1222号⁽¹⁾/第123⁽¹⁾/第1230号⁽¹⁾/第1243号⁽¹⁾/第13巻⁽¹⁾/第131期⁽¹⁾/第1312号⁽¹⁾/第1313号⁽¹⁾/第1509号⁽¹⁾/第1679号⁽¹⁾/第1703号⁽¹⁾/第172⁽¹⁾/第1760号⁽¹⁾/第1901号⁽¹⁾/第2部⁽¹⁾/第2⁽¹⁾/第21項⁽¹⁾/第2250号⁽¹⁾/第31條⁽¹⁾/第33⁽¹⁾/第37が⁽¹⁾/第670号⁽¹⁾/筆記具⁽¹⁾/筆記内容⁽¹⁾/【他1,722件】</p>
100_4096 第1階級	3,533	<p>第39⁽²¹⁹⁾/所得税の申告⁽¹³⁵⁾/計算の基礎となる⁽¹²⁴⁾/事業年度の所得⁽¹¹⁸⁾/土地の所有者⁽¹⁰⁹⁾/居住の用に供していた⁽⁹⁵⁾/所得額⁽⁸²⁾/消費税額等⁽⁷⁶⁾/相続税の⁽⁷⁶⁾/平成16年3月⁽⁶³⁾/国税通則法23条⁽⁶²⁾/加算税賦課決定処分⁽⁶⁰⁾/生計を一にして⁽⁶⁰⁾/相続税の負担⁽⁵⁵⁾/不相当に高額な部分⁽⁵³⁾/給与所得の金額⁽⁵¹⁾/相続税の納税義務⁽⁵⁰⁾/課税額⁽⁵⁰⁾/課税仕入れに係る消費税額⁽⁴⁶⁾/平成28年分⁽⁴⁶⁾/これに類する⁽⁴⁴⁾/贈与税の負担⁽⁴⁴⁾/申告税額⁽⁴⁴⁾/配当額⁽⁴⁴⁾/合理的な説明⁽⁴³⁾/土地の所有権移転登記⁽⁴⁰⁾/貸金利息⁽⁴⁰⁾/適用を受ける旨の⁽³⁹⁾/平成16年6月⁽³⁹⁾/所得の特別控除⁽³⁷⁾/事業用資産の⁽³⁷⁾/不動産の評価⁽³⁶⁾/土地取得⁽³⁶⁾/不当な⁽³⁶⁾/平成19年11月⁽³⁴⁾/独立した⁽³⁴⁾/第二次⁽³⁴⁾/贈与証⁽³⁴⁾/平成19年2月⁽³³⁾/平成20年2月⁽³²⁾/契約当事者間⁽³²⁾/計上額⁽³²⁾/事業の用に供していた⁽³¹⁾/課税処分取消しの訴え⁽³⁰⁾/平成20年5月⁽³⁰⁾/当事者の主張⁽³⁰⁾/相続の開始前3年以内⁽²⁹⁾/事業の遂行⁽²⁹⁾/更正処分序⁽²⁹⁾/販売事業⁽²⁹⁾/利益金⁽²⁹⁾/処分取消しの訴え⁽²⁸⁾/所得税法基本通達⁽²⁸⁾/平成17年8月⁽²⁸⁾/課税仕入れに係る消費税額の控除⁽²⁷⁾/適用を受けようとする旨の⁽²⁷⁾/相続税財産評価⁽²⁷⁾/建物所有⁽²⁷⁾/家屋の⁽²⁷⁾/旧会員⁽²⁷⁾/納付すべき消費税等⁽²⁶⁾/平成18年2月⁽²⁶⁾/帳簿の記載⁽²⁶⁾/信額利益⁽²⁶⁾/国税に関する法律の規定⁽²⁵⁾/更正の理由附記の程度⁽²⁵⁾/経済的な利益の供与⁽²⁵⁾/平成17年10月⁽²⁵⁾/平成18年8月⁽²⁵⁾/平成29年分⁽²⁵⁾/確定した税額⁽²⁵⁾/上告会社⁽²⁵⁾/国税関係⁽²⁵⁾/金銭的⁽²⁵⁾/国税徴収権の濫用⁽²⁴⁾/平成16年9月⁽²⁴⁾/株式等の⁽²⁴⁾/証拠関係⁽²⁴⁾/保有税⁽²⁴⁾/支払分⁽²⁴⁾/小規模宅地等の⁽²³⁾/譲渡資産の譲渡⁽²³⁾/所得の計算上⁽²³⁾/修正申告額⁽²³⁾/同族関係⁽²³⁾/作成時⁽²³⁾/決定的⁽²³⁾/相続後⁽²³⁾/1棟⁽²³⁾/異議決定取消しの訴え⁽²²⁾/【他3,443件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数の多い順）
100_4096 第2階級	3,533	<p>銀行債務⁽³⁾/銀行届出⁽³⁾/開差本数⁽³⁾/開業支援⁽³⁾/関係強化⁽³⁾/集合郵便⁽³⁾/青色更正⁽³⁾/預入資金⁽³⁾/風俗事業⁽³⁾/養母名義⁽³⁾/駐車可能⁽³⁾/黒服従業⁽²⁾/お渡し⁽³⁾/一回目⁽³⁾/一貫氏⁽³⁾/中央区⁽³⁾/事実の⁽³⁾/二重払⁽³⁾/交換用⁽³⁾/低廉性⁽³⁾/住基法⁽³⁾/作成前⁽³⁾/使途先⁽³⁾/修正の⁽³⁾/備忘的⁽³⁾/先例法⁽³⁾/児童書⁽³⁾/全株主⁽³⁾/全資産⁽³⁾/公共用⁽³⁾/共通の⁽³⁾/内規化⁽³⁾/再検討⁽³⁾/判例法⁽³⁾/判定時⁽³⁾/割合的⁽³⁾/割引額⁽³⁾/加工用⁽³⁾/加重籍⁽³⁾/岸勝式⁽³⁾/印税率⁽³⁾/印鑑紙⁽³⁾/取用時⁽³⁾/収益源⁽³⁾/収納時⁽³⁾/取付業⁽³⁾/取処分⁽³⁾/取立額⁽³⁾/受入額⁽³⁾/受注者⁽³⁾/周知性⁽³⁾/和泉市⁽³⁾/和解時⁽³⁾/営業業⁽³⁾/土地局⁽³⁾/在籍中⁽³⁾/基本法⁽³⁾/大津市⁽³⁾/専用庭⁽³⁾/工事前⁽³⁾/帰属の⁽³⁾/平均酒⁽³⁾/年金中⁽³⁾/床仕上⁽³⁾/度適法⁽³⁾/庭内神⁽³⁾/延利金⁽³⁾/引揚げ⁽³⁾/弟名義⁽³⁾/後背地⁽³⁾/徴収後⁽³⁾/感覚的⁽³⁾/慣行的⁽³⁾/手引書⁽³⁾/投票法⁽³⁾/抛出時⁽³⁾/推計値⁽³⁾/提起時⁽³⁾/敷地外⁽³⁾/方式化⁽³⁾/施行等⁽³⁾/施設の⁽³⁾/施設内⁽³⁾/旧水路⁽³⁾/明渡時⁽³⁾/明細の⁽³⁾/曳航船⁽³⁾/最高限⁽³⁾/有形力⁽³⁾/有意性⁽³⁾/本決定⁽³⁾/条件下⁽³⁾/構造上⁽³⁾/正常な⁽³⁾/正当な⁽³⁾/水平的⁽³⁾/派遣時⁽³⁾/清算時⁽³⁾/滿了時⁽³⁾/無意義⁽³⁾/焼却場⁽³⁾/理解力⁽³⁾/申告の⁽³⁾/申立時⁽³⁾/発言力⁽³⁾/的中者⁽³⁾/県三条⁽³⁾/真実の⁽³⁾/砂代金⁽³⁾/税対策⁽³⁾/第32⁽³⁾/第4次⁽³⁾/簡便的⁽³⁾/租金率⁽³⁾/終結時⁽³⁾/経験的⁽³⁾/義肢装⁽³⁾/職場長⁽³⁾/芯地柱⁽³⁾/薬品槽⁽³⁾/行使益⁽³⁾/衡平性⁽³⁾/複数筆⁽³⁾/解体料⁽³⁾/評定時⁽³⁾/調整後⁽³⁾/調達者⁽³⁾/調達費⁽³⁾/負債性⁽³⁾/負債額⁽³⁾/貸付時⁽³⁾/資金中⁽³⁾/輸出時⁽³⁾/農地の⁽³⁾/追加払⁽³⁾/連鎖的⁽³⁾/過徴収⁽³⁾/酷似性⁽³⁾/重要度⁽³⁾/開発後⁽³⁾/集金帳⁽³⁾/養育者⁽³⁾/【他 3,391件】</p>
100_4096 第3階級	3,533	<p>日給額⁽²⁾/旧債務⁽²⁾/旧債権⁽²⁾/旧基準⁽²⁾/旧条項⁽²⁾/時効既⁽²⁾/時給額⁽²⁾/暦年中⁽²⁾/暫定払⁽²⁾/更正の⁽²⁾/書類中⁽²⁾/最安値⁽²⁾/最重要⁽²⁾/最長期⁽²⁾/有益性⁽²⁾/期待性⁽²⁾/未償還⁽²⁾/未形成⁽²⁾/未解明⁽²⁾/未日付⁽²⁾/本務庁⁽²⁾/条件差⁽²⁾/未所者⁽²⁾/柔軟化⁽²⁾/業の用⁽²⁾/機械3⁽²⁾/欺罔的⁽²⁾/正確な⁽²⁾/残余額⁽²⁾/民法法⁽²⁾/決議簿⁽²⁾/法則性⁽²⁾/法原則⁽²⁾/法源性⁽²⁾/法規性⁽²⁾/法開発⁽²⁾/注文服⁽²⁾/洗濯物⁽²⁾/海洋法⁽²⁾/海産物⁽²⁾/海軍省⁽²⁾/消費分⁽²⁾/混和後⁽²⁾/清算的⁽²⁾/減価額⁽²⁾/減速機⁽²⁾/準問屋⁽²⁾/滋賀県⁽²⁾/潜脱的⁽²⁾/無剰余⁽²⁾/特級酒⁽²⁾/特許等⁽²⁾/狭隘性⁽²⁾/申込時⁽²⁾/申述へ⁽²⁾/異議等⁽²⁾/展展的⁽²⁾/的見解⁽²⁾/直接答⁽²⁾/相互会⁽²⁾/相当の⁽²⁾/相応性⁽²⁾/相異額⁽²⁾/相統得⁽²⁾/県処分⁽²⁾/県道東⁽²⁾/知事の⁽²⁾/短下肢⁽²⁾/矯正学⁽²⁾/研磨材⁽²⁾/破綻時⁽²⁾/確実な⁽²⁾/社会的⁽²⁾/社内外⁽²⁾/社員間⁽²⁾/社団化⁽²⁾/祈祷料⁽²⁾/祝日割⁽²⁾/福井県⁽²⁾/秘書室⁽²⁾/移出時⁽²⁾/移植後⁽²⁾/税政策⁽²⁾/立会葬⁽²⁾/立法時⁽²⁾/競争用⁽²⁾/第四次⁽²⁾/等質性⁽²⁾/算定の⁽²⁾/算定書⁽²⁾/米国産⁽²⁾/糸関係⁽²⁾/約定額⁽²⁾/納付済⁽²⁾/納期分⁽²⁾/納骨箱⁽²⁾/累積数⁽²⁾/累積性⁽²⁾/経理の⁽²⁾/統計法⁽²⁾/総会員⁽²⁾/総括的⁽²⁾/総額の⁽²⁾/総食数⁽²⁾/繁華性⁽²⁾/肉体的⁽²⁾/自作地⁽²⁾/自家製⁽²⁾/自然死⁽²⁾/自然的⁽²⁾/自社用⁽²⁾/航空便⁽²⁾/芸能界⁽²⁾/草津市⁽²⁾/華民法⁽²⁾/衆議院⁽²⁾/袋地状⁽²⁾/裁判集⁽²⁾/製本代⁽²⁾/見学者⁽²⁾/見易い⁽²⁾/規範的⁽²⁾/視察先⁽²⁾/親兄弟⁽²⁾/観光客⁽²⁾/計算の⁽²⁾/記憶力⁽²⁾/許可の⁽²⁾/課税分⁽²⁾/課税時⁽²⁾/調停案⁽²⁾/調査上⁽²⁾/販促物⁽²⁾/買取地⁽²⁾/買収費⁽²⁾/賃貸し⁽²⁾/賃貸型⁽²⁾/資産中⁽²⁾/贈との⁽²⁾/贈呈先⁽²⁾/起案者⁽²⁾/趣味的⁽²⁾/転用型⁽²⁾/【他 3,390件】</p>

言語モデル 5 分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの (ただし、同じ認識回数では文字数の多い順)
100_4096 第 4 階級	3,533	<p> 社団設立行為⁽¹⁾/福祉施設工事⁽¹⁾/私法上の事実⁽¹⁾/私法上の解釈⁽¹⁾/租税は脱の罪⁽¹⁾/租税債権侵害⁽¹⁾/租税公課関係⁽¹⁾/租税判例年報⁽¹⁾/租税徴収事務⁽¹⁾/租税徴収費用⁽¹⁾/租税滞納処分⁽¹⁾/租税義務違反⁽¹⁾/租税軽減措置⁽¹⁾/租税関連法規⁽¹⁾/移転登記時期⁽¹⁾/移転等補償金⁽¹⁾/税務上の理由⁽¹⁾/税務処理関係⁽¹⁾/税務署事務官⁽¹⁾/税務署資産税⁽¹⁾/税務署長名義⁽¹⁾/税務関係通達⁽¹⁾/税引後手取額⁽¹⁾/税理士の利益⁽¹⁾/税理士の履行⁽¹⁾/税理士の承認⁽¹⁾/税理士の過誤⁽¹⁾/税理士の選択⁽¹⁾/税負担相当額⁽¹⁾/税額変更処分⁽¹⁾/税額確定手続⁽¹⁾/積極消極財産⁽¹⁾/積極的な利益⁽¹⁾/積込承認証書⁽¹⁾/突発性偶発性⁽¹⁾/立入禁止行為⁽¹⁾/立替金請求権⁽¹⁾/競売手続開始⁽¹⁾/競売物件入札⁽¹⁾/第三小三法廷⁽¹⁾/第三者に高額⁽¹⁾/第三者の債務⁽¹⁾/第三者の計算⁽¹⁾/第三者立会下⁽¹⁾/第三者納付分⁽¹⁾/第三者納付前⁽¹⁾/第三者納付後⁽¹⁾/二次的権利⁽¹⁾/第 1 0 3 3 号⁽¹⁾/第 1 0 7 7 号⁽¹⁾/第 1 1 0 0 号⁽¹⁾/第 1 1 1 9 号⁽¹⁾/第 1 1 3 7 号⁽¹⁾/第 1 2 0 7 号⁽¹⁾/第 1 2 2 7 号⁽¹⁾/第 1 2 8 9 号⁽¹⁾/第 1 4 5 9 号⁽¹⁾/第 1 6 6 7 号⁽¹⁾/第 1 9 3 3 号⁽¹⁾/第 1 9 6 3 号⁽¹⁾/第 1 9 6 5 号⁽¹⁾/第 2 1 8 9 号⁽¹⁾/第 2 2 条の 2⁽¹⁾/第 2 2 条 2 項⁽¹⁾/第 2 7 条 1 項⁽¹⁾/第 2 8 条 2 項⁽¹⁾/第 3 種要素⁽¹⁾/第 3 者指名権⁽¹⁾/第 4 種事業者⁽¹⁾/算入後の金額⁽¹⁾/算入禁止費用⁽¹⁾/算定移出数量⁽¹⁾/管理保管状況⁽¹⁾/管理信託契約⁽¹⁾/管理担当部門⁽¹⁾/管理組合規約⁽¹⁾/管理職的地位⁽¹⁾/管理規約販売⁽¹⁾/管理費相当額⁽¹⁾/簡易な構築物⁽¹⁾/簡易宿所営業⁽¹⁾/簡易査定価格⁽¹⁾/簿外仮名預金⁽¹⁾/簿外当座預金⁽¹⁾/簿外銀行預金⁽¹⁾/米国関連法人⁽¹⁾/米所得税条約⁽¹⁾/精神分裂病者⁽¹⁾/精神的慰謝料⁽¹⁾/精算金請求権⁽¹⁾/納付した税額⁽¹⁾/納付しない月⁽¹⁾/納付すべき税⁽¹⁾/納税した金額⁽¹⁾/納税法律関係⁽¹⁾/納税申告内容⁽¹⁾/納税者の尋問⁽¹⁾/納税者の裁量⁽¹⁾/納税者の費用⁽¹⁾/納骨堂管理料⁽¹⁾ / 【他 3,433件】 </p>
100_4096 第 5 階級	3,534	<p> 当初価格⁽¹⁾/当初手形⁽¹⁾/当初決算⁽¹⁾/当初渡さ⁽¹⁾/当初適用⁽¹⁾/当然利息⁽¹⁾/当然調査⁽¹⁾/当該他の⁽¹⁾/当面負担⁽¹⁾/当面資金⁽¹⁾/形成状況⁽¹⁾/役務の提⁽¹⁾/役員たる⁽¹⁾/役員体制⁽¹⁾/役員改選⁽¹⁾/待機場所⁽¹⁾/待機時間⁽¹⁾/後原処分⁽¹⁾/後妻名義⁽¹⁾/従事人数⁽¹⁾/従事員中⁽¹⁾/従事者数⁽¹⁾/従前の額⁽¹⁾/従前事業⁽¹⁾/従前建物⁽¹⁾/従前調査⁽¹⁾/従業員中⁽¹⁾/得べかり⁽¹⁾/復命内容⁽¹⁾/復活割合⁽¹⁾/徴税整理⁽¹⁾/心理状態⁽¹⁾/必修科目⁽¹⁾/必要十分⁽¹⁾/必要妥当⁽¹⁾/必要要素⁽¹⁾/応募学生⁽¹⁾/応能税的⁽¹⁾/念書記載⁽¹⁾/性質目的⁽¹⁾/恣意性の⁽¹⁾/患者専用⁽¹⁾/悪質重大⁽¹⁾/情勢変化⁽¹⁾/情報雑誌⁽¹⁾/情状証人⁽¹⁾/意義内容⁽¹⁾/意見対立⁽¹⁾/態度方法⁽¹⁾/慰安目的⁽¹⁾/憲法感覚⁽¹⁾/懲役前科⁽¹⁾/成り行き⁽¹⁾/成形製品⁽¹⁾/成鶏羽数⁽¹⁾/戸建住居⁽¹⁾/戸建住宅⁽¹⁾/戸数契約⁽¹⁾/所内調査⁽¹⁾/所在判明⁽¹⁾/所得割の⁽¹⁾/所得合算⁽¹⁾/所得減少⁽¹⁾/所得税の⁽¹⁾/所得総額⁽¹⁾/所得額の⁽¹⁾/所有土地⁽¹⁾/所有山林⁽¹⁾/所有概念⁽¹⁾/所要経費⁽¹⁾/所長代理⁽¹⁾/手取収入⁽¹⁾/手形債券⁽¹⁾/手形取立⁽¹⁾/手形支払⁽¹⁾/手形記号⁽¹⁾/手形関係⁽¹⁾/手形面上⁽¹⁾/手続代行⁽¹⁾/手続保留⁽¹⁾/手続内容⁽¹⁾/手続時点⁽¹⁾/手続過程⁽¹⁾/打ち子賃⁽¹⁾/払込金相⁽¹⁾/扮した者⁽¹⁾/批判回避⁽¹⁾/批准価格⁽¹⁾/承継対象⁽¹⁾/承認取消⁽¹⁾/承認擬制⁽¹⁾/承認日付⁽¹⁾/承認規定⁽¹⁾/承諾の時⁽¹⁾/承諾権限⁽¹⁾/技巧伝票⁽¹⁾/技能介入⁽¹⁾/投資勘定⁽¹⁾/投資意向⁽¹⁾/投資戦略⁽¹⁾/投資銘柄⁽¹⁾/抗弁主張⁽¹⁾/折衝業務⁽¹⁾/抜け道路⁽¹⁾/抵抗不能⁽¹⁾/抽出内容⁽¹⁾/抽出判断⁽¹⁾/抽出経過⁽¹⁾/担保制度⁽¹⁾/担保権の⁽¹⁾/抛出处況⁽¹⁾/抛出総額⁽¹⁾/拡大維持⁽¹⁾/拱手傍観⁽¹⁾/持参資料⁽¹⁾/持定支出⁽¹⁾/持家促進⁽¹⁾/持株機能⁽¹⁾/指定告示⁽¹⁾/指導場所⁽¹⁾/指導形式⁽¹⁾/指導的確⁽¹⁾/指導管理⁽¹⁾/指示管理⁽¹⁾/指輪代金⁽¹⁾ / 【他 3,409件】 </p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数の多い順）
50_8192 第1階級	3,545	<p>事実上⁽⁵⁸⁵⁾/更正請求⁽³⁷²⁾/第1審⁽²⁹⁸⁾/相続税の申告書⁽²⁶⁹⁾/基本的⁽²⁶⁵⁾/納税者主張⁽²³²⁾/平成2⁽²⁰³⁾/資産の譲渡代金⁽¹⁸⁹⁾/法律上⁽¹⁷⁸⁾/その他これ⁽¹⁷³⁾/特定の事業用資産⁽¹⁷⁰⁾/課税上⁽¹⁶⁹⁾/第22条⁽¹⁶⁴⁾/第14条⁽¹⁴⁶⁾/業⁽¹⁴¹⁾/時間的⁽¹³³⁾/主位的⁽¹¹⁹⁾/株式の譲渡⁽¹¹⁷⁾/旧所得税法⁽¹¹⁰⁾/当初更正処分⁽¹⁰⁸⁾/納税者間⁽¹⁰²⁾/納税告知⁽¹⁰⁰⁾/土地の取得費⁽⁹⁶⁾/一団の⁽⁹⁴⁾/平成13年分⁽⁹⁰⁾/第13条⁽⁹⁰⁾/比較的⁽⁸⁹⁾/平成12年分⁽⁸⁷⁾/不動産の譲渡⁽⁸⁵⁾/第26条⁽⁸²⁾/第28条⁽⁸⁰⁾/恣意⁽⁸⁰⁾/第19条⁽⁷⁹⁾/土地上⁽⁷⁸⁾/計算すべき⁽⁷⁶⁾/譲渡所得の特例⁽⁷⁵⁾/第12条⁽⁷⁵⁾/具体化⁽⁷⁴⁾/社会的⁽⁷³⁾/不作為の⁽⁷²⁾/贈与等⁽⁷¹⁾/帳簿上⁽⁷⁰⁾/相続財産の評価⁽⁶⁹⁾/相続財産の価額⁽⁶⁸⁾/納税者の訴え⁽⁶⁸⁾/損金計上⁽⁶⁸⁾/差別的⁽⁶⁷⁾/第27条⁽⁶⁵⁾/事業から対価⁽⁶³⁾/実質上⁽⁶²⁾/税負担の公平⁽⁶¹⁾/著しく地積⁽⁶¹⁾/第1条⁽⁶¹⁾/民法上の組合契約⁽⁶⁰⁾/当初の⁽⁵⁸⁾/第17条⁽⁵⁷⁾/国賠法⁽⁵⁶⁾/寄付金⁽⁵⁶⁾/課税標準の額⁽⁵⁵⁾/原処分の取消し⁽⁵⁴⁾/事業遂行上⁽⁵⁴⁾/公法上⁽⁵⁴⁾/契約上⁽⁵⁴⁾/クリーニング業者⁽⁵³⁾/納税者間の公平⁽⁵²⁾/保証債務の特例⁽⁵¹⁾/平成14年分⁽⁵⁰⁾/適正な申告⁽⁵⁰⁾/労務その他の⁽⁴⁹⁾/売上除外金⁽⁴⁹⁾/第55条⁽⁴⁹⁾/貸付⁽⁴⁹⁾/同業者比率法⁽⁴⁸⁾/現時点⁽⁴⁸⁾/理由中⁽⁴⁸⁾/精神的⁽⁴⁸⁾/控除の特例⁽⁴⁷⁾/第255条⁽⁴⁷⁾/第30条⁽⁴⁷⁾/原処分調査⁽⁴⁶⁾/法人税の額⁽⁴⁶⁾/第1回⁽⁴⁶⁾/方策⁽⁴⁶⁾/各事業⁽⁴⁵⁾/適用上⁽⁴⁵⁾/更正の理由付託⁽⁴⁴⁾/税務署員⁽⁴⁴⁾/株式の⁽⁴³⁾/柱書⁽⁴³⁾/規律⁽⁴³⁾/審査申出⁽⁴²⁾/青色申告書提出承認⁽⁴¹⁾/第32条⁽⁴¹⁾/補充主張⁽⁴¹⁾/労務の対価性⁽⁴⁰⁾/大阪国税局長⁽⁴⁰⁾/不平等⁽⁴⁰⁾/真正に⁽⁴⁰⁾/資産の取得価額⁽³⁹⁾/原則として、⁽³⁹⁾/著しく合理性⁽³⁹⁾/財産の時価⁽³⁹⁾/行政上⁽³⁹⁾/法意⁽³⁹⁾/【他 3,441件】</p>
50_8192 第2階級	3,545	<p>著しくかい離⁽³⁾/著しく収益性⁽³⁾/虚偽の申立て⁽³⁾/行政上の決定⁽³⁾/製本加工業者⁽³⁾/見積原価計算⁽³⁾/計上漏れ割合⁽³⁾/計算すべき旨⁽³⁾/計算上の価額⁽³⁾/計算上の分配⁽³⁾/課税上の便宜⁽³⁾/課税上の効果⁽³⁾/課税売上対応⁽³⁾/調査上の必要⁽³⁾/調査担当係官⁽³⁾/貸付業務の用⁽³⁾/賃貸業務の用⁽³⁾/資産の償却費⁽³⁾/近代化補助金⁽³⁾/退職給与支給⁽³⁾/通常貯金口座⁽³⁾/連鎖販売業者⁽³⁾/道路敷設地積⁽³⁾/適正利率超過⁽³⁾/遺言書の効力⁽³⁾/酒販免許制度⁽³⁾/金銭の無利息⁽³⁾/鑑定評価事例⁽³⁾/開業時負担金⁽³⁾/関連法人名義⁽³⁾/雇用契約関係⁽³⁾/電気メツキ業⁽³⁾/青色の取消し⁽³⁾/非公知の事項⁽³⁾/その他医療⁽³⁾/その他建物⁽³⁾/その他弁済⁽³⁾/その他日常⁽³⁾/その他特別⁽³⁾/その他責任⁽³⁾/ウインドウ⁽³⁾/エックス線⁽³⁾/エンジニア⁽³⁾/ガレージ代⁽³⁾/ターボン債⁽³⁾/パー事業者⁽³⁾/フラッシュ⁽³⁾/ブライバシ⁽³⁾/ホステス数⁽³⁾/一応合理性⁽³⁾/上毛補償料⁽³⁾/不動産差押⁽³⁾/不当な回避⁽³⁾/不当な差別⁽³⁾/不当に利益⁽³⁾/不服審査会⁽³⁾/世帯主人⁽³⁾/主に代表者⁽³⁾/主に請求人⁽³⁾/争点主義的⁽³⁾/事業の廃止⁽³⁾/事業認定時⁽³⁾/交付決定額⁽³⁾/交際費勘定⁽³⁾/入別支給額⁽³⁾/他の年度分⁽³⁾/他人の債務⁽³⁾/仮定的主張⁽³⁾/企業会計上⁽³⁾/会社分割の⁽³⁾/借家権消滅⁽³⁾/債務の免脱⁽³⁾/傾斜地崩壊⁽³⁾/償うことの⁽³⁾/元本損害額⁽³⁾/公正の確保⁽³⁾/共同の事業⁽³⁾/円控除特例⁽³⁾/再び処分庁⁽³⁾/出コンベヤ⁽³⁾/分割の遡及⁽³⁾/利益の減少⁽³⁾/前年の申告⁽³⁾/労力の程度⁽³⁾/原則の意義⁽³⁾/取引の譲渡⁽³⁾/取引継続中⁽³⁾/取消の理由⁽³⁾/司法警察員⁽³⁾/同等の設備⁽³⁾/名義請求書⁽³⁾/名義部品費⁽³⁾/商工会会費⁽³⁾/器具小売業⁽³⁾/固有の瑕疵⁽³⁾/土地の位置⁽³⁾/土地領収証⁽³⁾/報復的意図⁽³⁾/売上げ単価⁽³⁾/売主名義人⁽³⁾/売買の価額⁽³⁾/売買の対価⁽³⁾/大森税務署⁽³⁾/大阪支店長⁽³⁾/定期預貯金⁽³⁾/実質的改変⁽³⁾/金額近似値⁽³⁾/就労の事実⁽³⁾/【他 3,437件】</p>

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの (ただし、同じ認識回数では文字数の多い順)
50_8192 第3階級	3,545	靴小売商 ⁽²⁾ /音楽部門 ⁽²⁾ /順次移転 ⁽²⁾ /預かつて ⁽²⁾ /預入状況 ⁽²⁾ /預金出金 ⁽²⁾ /領事任務 ⁽²⁾ /食品製造 ⁽²⁾ /飲食料率 ⁽²⁾ /飼育農業 ⁽²⁾ /駅前共同 ⁽²⁾ /駆け引き ⁽²⁾ /鳴門市長 ⁽²⁾ /うえ他 ⁽²⁾ /お願い ⁽²⁾ /くる子 ⁽²⁾ /ほ脱 ⁽²⁾ /むろん ⁽²⁾ /アウト ⁽²⁾ /エキス ⁽²⁾ /エリア ⁽²⁾ /エンド ⁽²⁾ /グラム ⁽²⁾ /コンパ ⁽²⁾ /シアン ⁽²⁾ /スセオ ⁽²⁾ /ダイヤ ⁽²⁾ /ダンブ ⁽²⁾ /チエコ ⁽²⁾ /ツアー ⁽²⁾ /デュー ⁽²⁾ /ドアー ⁽²⁾ /ハウス ⁽²⁾ /フーズ ⁽²⁾ /ボルボ ⁽²⁾ /マップ ⁽²⁾ /モンゾ ⁽²⁾ /ライト ⁽²⁾ /一任葬 ⁽²⁾ /一族の ⁽²⁾ /一直線 ⁽²⁾ /一人入 ⁽²⁾ /一級酒 ⁽²⁾ /一談渡 ⁽²⁾ /一部署 ⁽²⁾ /三女の ⁽²⁾ /三連単 ⁽²⁾ /上がり ⁽²⁾ /上限界 ⁽²⁾ /下落幅 ⁽²⁾ /不可侵 ⁽²⁾ /不登法 ⁽²⁾ /不確か ⁽²⁾ /不詳億 ⁽²⁾ /不詳者 ⁽²⁾ /世界的 ⁽²⁾ /主占有 ⁽²⁾ /乗船員 ⁽²⁾ /予備的 ⁽²⁾ /予見的 ⁽²⁾ /事例地 ⁽²⁾ /事実中 ⁽²⁾ /亜地域 ⁽²⁾ /人員数 ⁽²⁾ /人数分 ⁽²⁾ /人道的 ⁽²⁾ /今回の ⁽²⁾ /仕向け ⁽²⁾ /代償分 ⁽²⁾ /代払え ⁽²⁾ /任せる ⁽²⁾ /任事前 ⁽²⁾ /会費口 ⁽²⁾ /低い方 ⁽²⁾ /住宅兼 ⁽²⁾ /住居兼 ⁽²⁾ /何十年 ⁽²⁾ /供給者 ⁽²⁾ /信用上 ⁽²⁾ /信者数 ⁽²⁾ /傷病者 ⁽²⁾ /元直法 ⁽²⁾ /元請け ⁽²⁾ /先取り ⁽²⁾ /先行き ⁽²⁾ /全ぼろ ⁽²⁾ /公社法 ⁽²⁾ /公表分 ⁽²⁾ /再雇備 ⁽²⁾ /初歩的 ⁽²⁾ /別別の ⁽²⁾ /利欲的 ⁽²⁾ /利用法 ⁽²⁾ /利益の ⁽²⁾ /制定権 ⁽²⁾ /制御用 ⁽²⁾ /制限時 ⁽²⁾ /制限額 ⁽²⁾ /前回の ⁽²⁾ /前払分 ⁽²⁾ /割戻額 ⁽²⁾ /功勞的 ⁽²⁾ /動力源 ⁽²⁾ /勤勞性 ⁽²⁾ /勤務の ⁽²⁾ /区割図 ⁽²⁾ /卒業年 ⁽²⁾ /原々審 ⁽²⁾ /原則 ⁽²⁾ /厳密性 ⁽²⁾ /反社会 ⁽²⁾ /取れん ⁽²⁾ /收受箱 ⁽²⁾ /収益分 ⁽²⁾ /取上げ ⁽²⁾ /取立の ⁽²⁾ /取集め ⁽²⁾ /可視的 ⁽²⁾ /可読的 ⁽²⁾ /合同葬 ⁽²⁾ /同元帳 ⁽²⁾ /同県内 ⁽²⁾ /同通帳 ⁽²⁾ /名程度 ⁽²⁾ /否認分 ⁽²⁾ /周期的 ⁽²⁾ /喜代子 ⁽²⁾ /回避不 ⁽²⁾ /団体的 ⁽²⁾ /国保税 ⁽²⁾ /国債等 ⁽²⁾ /圧縮後 ⁽²⁾ /圧送業 ⁽²⁾ /地元民 ⁽²⁾ /地域内 ⁽²⁾ /埋立用 ⁽²⁾ /堅實的 ⁽²⁾ /報償的 ⁽²⁾ /場所的 ⁽²⁾ /塗料分 ⁽²⁾ /声掛け ⁽²⁾ / 【他 3,404件】
50_8192 第4階級	3,545	必要経費程度 ⁽¹⁾ /情報要請行為 ⁽¹⁾ /意思決定方法 ⁽¹⁾ /意思決定過程 ⁽¹⁾ /所得の原則的 ⁽¹⁾ /所得合算制度 ⁽¹⁾ /所得実額立証 ⁽¹⁾ /所得申告行為 ⁽¹⁾ /所得発生原因 ⁽¹⁾ /所得発生時点 ⁽¹⁾ /所得税の金額 ⁽¹⁾ /所得算出方法 ⁽¹⁾ /所有名義移転 ⁽¹⁾ /所管課長通知 ⁽¹⁾ /所謂発生主義 ⁽¹⁾ /手当たり次第 ⁽¹⁾ /手形回収業務 ⁽¹⁾ /手続ご指定日 ⁽¹⁾ /抱える大企業 ⁽¹⁾ /抵当権 ⁽¹⁾ /効力 ⁽¹⁾ /抹消請求訴訟 ⁽¹⁾ /抽出判断過程 ⁽¹⁾ /抽象的法規範 ⁽¹⁾ /担保権の効力 ⁽¹⁾ /拡張型心筋症 ⁽¹⁾ /持ち回り方式 ⁽¹⁾ /指名入札業者 ⁽¹⁾ /扶むべき事情 ⁽¹⁾ /扶むべき理由 ⁽¹⁾ /振込関連行為 ⁽¹⁾ /捕捉漏れ金額 ⁽¹⁾ /接面する西側 ⁽¹⁾ /控除前所得率 ⁽¹⁾ /推し量る指標 ⁽¹⁾ /推計基礎期間 ⁽¹⁾ /推計所得金額 ⁽¹⁾ /推計課税期間 ⁽¹⁾ /提供取りやめ ⁽¹⁾ /揚物小売業者 ⁽¹⁾ /握り許可申請 ⁽¹⁾ /損害金請求権 ⁽¹⁾ /損金性の評価 ⁽¹⁾ /擁壁設置工事 ⁽¹⁾ /支出の対価性 ⁽¹⁾ /支払いながら ⁽¹⁾ /支払い交際費 ⁽¹⁾ /支払い請求権 ⁽¹⁾ /支払い過払金 ⁽¹⁾ /支払う和解金 ⁽¹⁾ /支払う手数料 ⁽¹⁾ /支払う標準的 ⁽¹⁾ /支払う見舞金 ⁽¹⁾ /支払者受付印 ⁽¹⁾ /支払請求権金 ⁽¹⁾ /支援事業契約 ⁽¹⁾ /改正法人税法 ⁽¹⁾ /改良費設備費 ⁽¹⁾ /改訂取得価額 ⁽¹⁾ /故紙販売業者 ⁽¹⁾ /教務システム ⁽¹⁾ /文章提出命令 ⁽¹⁾ /新しい退職金 ⁽¹⁾ /新事務所開設 ⁽¹⁾ /新株の払込金 ⁽¹⁾ /新株予約券付 ⁽¹⁾ /新聞等原価率 ⁽¹⁾ /新規システム ⁽¹⁾ /新規投入資金 ⁽¹⁾ /日付けキック ⁽¹⁾ /日付け改正前 ⁽¹⁾ /日付け聴取書 ⁽¹⁾ /日付け取用裁決 ⁽¹⁾ /日付委託契約 ⁽¹⁾ /日付消費税法 ⁽¹⁾ /日付管理運営 ⁽¹⁾ /日払キャスト ⁽¹⁾ /日本アマゾン ⁽¹⁾ /日本バスプロ ⁽¹⁾ /日本国内業務 ⁽¹⁾ /日本銀行大阪 ⁽¹⁾ /日本電信電話 ⁽¹⁾ /日田税務署長 ⁽¹⁾ /日直勤務時間 ⁽¹⁾ /旧都市計画法 ⁽¹⁾ /昇降機設備分 ⁽¹⁾ /映画制作会社 ⁽¹⁾ /映画脚本業界 ⁽¹⁾ /時たま納税者 ⁽¹⁾ /時効取得完成 ⁽¹⁾ /時効援用権者 ⁽¹⁾ /時期的近接性 ⁽¹⁾ /時計小売業者 ⁽¹⁾ /普通貯金通帳 ⁽¹⁾ /普通預金新規 ⁽¹⁾ /普通預金期末 ⁽¹⁾ /票品交換取次 ⁽¹⁾ /景気回復局面 ⁽¹⁾ /更正すべき旨 ⁽¹⁾ /更正処分通知 ⁽¹⁾ /更正請求事由 ⁽¹⁾ / 【他 3,445件】

言語モデル 5分位階級	件数	当該階級のうち認識回数の多いもの（ただし、同じ認識回数では文字数の多い順）
50_8192 第5階級	3,545	<p>引落金額⁽¹⁾/当初内定⁽¹⁾/当初原告⁽¹⁾/当初売却⁽¹⁾/当初導入⁽¹⁾/当初差押⁽¹⁾/当初年分⁽¹⁾/当初意図⁽¹⁾/当初抽出⁽¹⁾/当初提起⁽¹⁾/当初支給⁽¹⁾/当初毎週⁽¹⁾/当初減額⁽¹⁾/当初確定⁽¹⁾/当初移転⁽¹⁾/当初送付⁽¹⁾/当初選択⁽¹⁾/当初配分⁽¹⁾/当初1株⁽¹⁾/当然効果⁽¹⁾/当然容認⁽¹⁾/当然解釈⁽¹⁾/当然費用⁽¹⁾/当面保有⁽¹⁾/当面眼鏡⁽¹⁾/当面赤字⁽¹⁾/影響調査⁽¹⁾/役員在任⁽¹⁾/役員辞任⁽¹⁾/待合室用⁽¹⁾/後半部分⁽¹⁾/従前主張⁽¹⁾/従前勤務⁽¹⁾/従前単独⁽¹⁾/従前取得⁽¹⁾/従前同様⁽¹⁾/従前建築⁽¹⁾/従前控訴⁽¹⁾/従前提出⁽¹⁾/従前支払⁽¹⁾/従前日本⁽¹⁾/従前課税⁽¹⁾/従前贈与⁽¹⁾/従業員毎⁽¹⁾/御坊地区⁽¹⁾/徴収吏員⁽¹⁾/徴収担当⁽¹⁾/徴税強化⁽¹⁾/心当たり⁽¹⁾/必要やむ⁽¹⁾/必要月間⁽¹⁾/忘年会兼⁽¹⁾/応援演説⁽¹⁾/応札状況⁽¹⁾/応札状況⁽¹⁾/急ぐ事情⁽¹⁾/性格付け⁽¹⁾/恣意専断⁽¹⁾/意向確認⁽¹⁾/意向調査⁽¹⁾/意図目的⁽¹⁾/愛知用水⁽¹⁾/愛知県債⁽¹⁾/感電事故⁽¹⁾/慶弔先名⁽¹⁾/懲役3月⁽¹⁾/懲役6月⁽¹⁾/成す会社⁽¹⁾/成就妨害⁽¹⁾/成果部分⁽¹⁾/成長過程⁽¹⁾/或る事業⁽¹⁾/或る費目⁽¹⁾/所属年度⁽¹⁾/所属職員⁽¹⁾/所得の間⁽¹⁾/所得一般⁽¹⁾/所得是法⁽¹⁾/所得算出⁽¹⁾/手土産代⁽¹⁾/手数料分⁽¹⁾/手続法的⁽¹⁾/手続直後⁽¹⁾/打席部分⁽¹⁾/払い下げ⁽¹⁾/払う理由⁽¹⁾/払戻し金⁽¹⁾/払込支払⁽¹⁾/承諾行為⁽¹⁾/把握状況⁽¹⁾/抑えよう⁽¹⁾/抑え資産⁽¹⁾/投げ付け⁽¹⁾/折り返し⁽¹⁾/折半利益⁽¹⁾/抽出選定⁽¹⁾/担う事業⁽¹⁾/担当吏員⁽¹⁾/担当学部⁽¹⁾/担当曜日⁽¹⁾/担当科目⁽¹⁾/担当課長⁽¹⁾/拒む理由⁽¹⁾/拡大安定⁽¹⁾/拡幅部分⁽¹⁾/拭い去る⁽¹⁾/持ち帰る⁽¹⁾/持ち帰る⁽¹⁾/持ち独立⁽¹⁾/持ち込み⁽¹⁾/持つ地域⁽¹⁾/持分二分⁽¹⁾/持分六分⁽¹⁾/持分共有⁽¹⁾/持分均等⁽¹⁾/持合会社⁽¹⁾/指名個数⁽¹⁾/指名願ひ⁽¹⁾/指定方式⁽¹⁾/指定疾患⁽¹⁾/指導要点⁽¹⁾/指示通り⁽¹⁾/挟む事情⁽¹⁾/振り込み⁽¹⁾/振る舞う⁽¹⁾/捕捉漏れ⁽¹⁾</p> <p>【他 3,420件】</p>